

平成27年3月6日（金曜日）

第1回松島町議会定例会会議録

（第1日目）

平成27年第1回松島町議会定例会会議録(第1号)

---

出席議員(14名)

1番	澁谷秀夫君	2番	赤間幸夫君
3番	櫻井靖君	4番	片山正弘君
5番	後藤良郎君	6番	小幡公雄君
7番	高橋幸彦君	8番	今野章君
9番	太齋雅一君	10番	色川晴夫君
11番	菅野良雄君	12番	高橋利典君
13番	阿部幸夫君	14番	櫻井公一君

---

欠席議員(なし)

---

説明のため出席した者

町長	大橋健夫君
副町長	高平功悦君
総務課長兼 危機管理監兼 環境防災班長併任 選挙管理委員会事務局長	熊谷清一君
財務課長	舘山滋君
企画調整課長兼 企画調整班長	亀井純君
町民福祉課長	阿部利夫君
健康長寿課長兼 高齢者支援班長	本間澄江君
産業観光課長 兼観光班長	阿部礼子君
建設課長	中西傳君
会計管理者兼会計課長	安部新也君
水道事業所長	櫻井一夫君
震災復興対策監	小松良一君

参事兼産業振興班長	伊藤政宏君
参事兼 まちづくり支援班長兼 震災復興対策室長	千葉繁雄君
参事兼建設班長	赤間春夫君
参事兼総務管理班長	太田雄君
教育長	小池満君
教育課長	櫻井光之君
参事兼学校教育班長	児玉藤子君
代表監査委員	丹野和男君

事務局職員出席者

事務局 長 佐藤 進 主 事 阿部 友希

議事日程（第1号）

平成27年3月6日（金曜日） 午前10時 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 会期の決定

3月6日から3月20日まで15日間

〃 第 3 諸般の報告

〃 第 4 陳情第 1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情について

〃 第 5 報告第 1号 松島町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について

〃 第 6 議案第 6号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について（提案説明）

〃 第 7 議案第 7号 松島町教育長の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の制定について（提案説明）

〃 第 8 議案第 8号 松島町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について（提案説明）

〃 第 9 議案第 9号 松島町児童館及び留守家庭児童学級条例の制定について（提案説明）

明)

- 〓 第10 議案第10号 松島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について(提案説明)
- 〓 第11 議案第11号 松島町地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準に関する条例の制定について(提案説明)
- 〓 第12 議案第12号 松島町避難施設等の設置及び管理に関する条例の制定について(提案説明)
- 〓 第13 議案第13号 松島町行政手続条例の一部改正について(提案説明)
- 〓 第14 議案第14号 職員の給与に関する条例の一部改正について(提案説明)
- 〓 第15 議案第15号 語学指導等を行う外国青年の給与及び旅費に関する条例の一部改正について(提案説明)
- 〓 第16 議案第16号 松島町立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について(提案説明)
- 〓 第17 議案第17号 松島町運動広場設置条例の一部改正について(提案説明)
- 〓 第18 議案第18号 海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について(提案説明)
- 〓 第19 議案第19号 松島町保育所条例の一部改正について(提案説明)
- 〓 第20 議案第20号 集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について(提案説明)
- 〓 第21 議案第21号 松島町介護保険条例の一部改正について(提案説明)
- 〓 第22 議案第22号 松島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について(提案説明)
- 〓 第23 議案第23号 松島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について(提案説明)
- 〓 第24 議案第24号 松島町都市公園条例の一部改正について(提案説明)
- 〓 第25 議案第25号 松島町災害対策本部条例の一部改正について(提案説明)
- 〓 第26 議案第26号 建設工事委託に関する変更協定の締結について(提案説明)
- 〓 第27 議案第27号 町道の路線認定について(提案説明)

- 〃 第 2 8 議案第 2 8 号 町道の路線変更について（提案説明）
- 〃 第 2 9 議案第 2 9 号 町道の路線廃止について（提案説明）
- 〃 第 3 0 議案第 3 0 号 平成 2 6 年度松島町一般会計補正予算（第 9 号）について（提案説明）
- 〃 第 3 1 議案第 3 1 号 平成 2 6 年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）について（提案説明）
- 〃 第 3 2 議案第 3 2 号 平成 2 6 年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について（提案説明）
- 〃 第 3 3 議案第 3 3 号 平成 2 6 年度松島町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について（提案説明）
- 〃 第 3 4 議案第 3 4 号 平成 2 6 年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）について（提案説明）
- 〃 第 3 5 議案第 3 5 号 平成 2 6 年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第 5 号）について（提案説明）
- 〃 第 3 6 議案第 3 6 号 平成 2 6 年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第 6 号）について（提案説明）
- 〃 第 3 7 議案第 3 7 号 平成 2 6 年度松島町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について（提案説明）
- 〃 第 3 8 議案第 3 8 号 平成 2 7 年度松島町一般会計予算について（提案説明）
- 〃 第 3 9 議案第 3 9 号 平成 2 7 年度松島町国民健康保険特別会計予算について（提案説明）
- 〃 第 4 0 議案第 4 0 号 平成 2 7 年度松島町後期高齢者医療特別会計予算について（提案説明）
- 〃 第 4 1 議案第 4 1 号 平成 2 7 年度松島町介護保険特別会計予算について（提案説明）
- 〃 第 4 2 議案第 4 2 号 平成 2 7 年度松島町介護サービス事業特別会計予算について（提案説明）
- 〃 第 4 3 議案第 4 3 号 平成 2 7 年度松島町観瀾亭等特別会計予算について（提案説明）
- 〃 第 4 4 議案第 4 4 号 平成 2 7 年度松島町松島区外区有財産特別会計予算について（提案説明）

- 〃 第 4 5 議案第 4 5 号 平成 2 7 年度松島町下水道事業特別会計予算について (提案説明)
  - 〃 第 4 6 議案第 4 6 号 平成 2 7 年度松島町水道事業会計予算について (提案説明)
  - 〃 第 4 7 議員提案第 1 号 松島町議会委員会条例の一部改正について (提案説明)
  - 〃 第 4 8 請願第 1 号 「集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法の立法措置を行わないこと」を求める請願について (継続審査)
- 

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

本日の会議を開く前に、議員の皆様方にお知らせをいたします。

2月15日より識見監査委員に丹野和男監査委員が就任され、本日より議会に出席しておりますので、ご報告いたします。

それでは、平成27年第1回松島町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせします。松島町高城  
外1名の皆様です。

それから、7番高橋幸彦議員、所用のため遅刻する旨の届け出がありました。お父さんが亡くなってちょうど3年ぐらいになりまして、亡きがらは検体をされておりました、遺骨の引き取りということでありまして、若干おくれるということでした。

それでは、本日の議事日程は、お手元に配付しております。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、2番赤間幸夫議員、3番櫻井 靖議員を指名いたします。

---

日程第2 会期の決定

○議長（櫻井公一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月20日までの15日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月20日までの15日間に決定しました。

---

日程第3 諸般の報告

○議長（櫻井公一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長より、挨拶と行政報告をお願いします。町長。

○町長（大橋健男君） 本日、第1回松島町議会定例会を開催するに当たりまして、挨拶と町政

の諸報告をさせていただきます。

議員の皆様方には、議会定例会にご参集をいただきまことにありがとうございます。

初めに、本日松島町高齢者福祉計画第6期介護保健事業計画素案を配付させていただきました。この素案を町のホームページに2月27日に掲載し、3月13日までの期間で町民の皆様にご意見をいただくこととしております。なお、意見募集の詳細につきましては、別紙同計画案への意見募集についてをごらんいただきたいと思います。

さて、本日提案いたします議案は、報告事項が1件、条例制定等が20件、工事委託に関する変更協定の締結が1件、町道の路線認定等が3件、平成26年度補正予算が8件、平成27年度当初予算が9件でございます。後ほど提案理由を説明させていただきますので、よろしくご審議をいただき、承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております平成26年12月12日以降の町政の諸報告につきまして、簡単に述べさせていただきます。

会議等についてであります。12月12日には平成26年第4回松島町議会定例会を招集し、17日までの会期において、松島町復興まちづくり支援施設の設置及び管理に関する条例の制定、及び各種会計補正予算等についてご審議をいただき、ご承認をいただきました。

12月14日には、本県を会場に第34回全日本実業団対抗女子駅伝競走大会が開催され、松島町文化観光交流館前をスタートし、仙台市陸上競技場に向かうコースの大会に26チームが出席し、冬の宮城路を駆け抜けたところであります。

年が明けて1月11日には、成人式を挙行し、新成人153人の門出をお祝いしております。

1月16日の松島中学校において、平成26年度宮城県教育委員会指定志教育支援事業松島地区実践事例発表会が開催され、町内外の教育関係者や、町民の方など約300人が参加しました。発表会では松島中学校郷土部による松島の未来についてなどが発表されました。

1月27日には、五大堂と松島海岸中央広場において、第61回文化財防火デー警防演習が実施されました。国宝瑞巖寺や五大堂を火災から守ろうと、参加者の皆様は真剣な表情で訓練に臨んでおりました。

2月1日には、第37回松島復興感謝かき祭りが開催され、寒い中たくさんのご来場をいただきました。しかし、当日会場内で提供された食品を原因とする食中毒症状が発生いたしました。今後二度とこのようなことが起きないように主催者であるかき祭り実行委員会ともども再発防止に努め、安全・安心なイベント開催に努めてまいります。

2月4日には、第1回松島町議会臨時会を招集し、工事請負契約委託契約の締結、平成26年



度一般会計補正予算及び松島町監査委員の選任について、ご審議をいただき、ご承認をいただきました。同日、議会全員協議会において次期長期総合計画等の報告、及び松島町子ども・子育て支援事業計画案等について協議させていただきました。

2月10日には、仙台ガーデンパレスにおいて、東北放射光施設推進協議会産業利用促進シンポジウムが開催され、高輝度放射光による材料分析などの講演が行われました。

2月12日には、町の景観アドバイザーとして、早稲田大学の卯月盛夫教授を委嘱いたしました。景観アドバイザーには、町の良好な景観形成の推進や、地域の特性を生かした景観づくりを支援していただきます。

同日、江陽グランドホテルにおいて宮城県町村会主催による県要望に関する意見交換会及び宮城県首脳部との意見交換会が開催されました。

2月15日には、東京交通会館において、岡山県倉敷市、塩竈市、松島町の合同キャンペーン、観光特産品交流フェアが開催され、出店ブースには特産品を求める多くの方々が来場しました。

2月16日には公益社団法人宮城県トラック協会塩竈支部と災害時における緊急物資の輸送に関する協定を締結いたしました。この協定を機に、東日本大震災の際に課題となっていた災害時の物資輸送の早急な対応が期待されます。

2月25日には、第10回松島町子ども・子育て会議を開催いたしました。また、本会議の遠山会長から松島町子ども・子育て支援事業計画の着実な実行などについて、答申を受けております。

2月27日には、第3回松島町交通社会実験協議会を開催し、今後の方向性について協議をさせていただきました。

次に、要望等についてであります。初原バイパス2期計画の促進ほかにつきまして、仙台土木事務所長に対し、要望書の提出を行っております。

このほかの諸報告は、記載をもって説明にかえさせていただきます。

本日はよろしく願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 町長の行政報告は終わります。

議長の諸報告は、印刷してお手元に配付しております。概要だけ申し上げたいと思います。

1つ、出納検査・監査の報告についてであります。12月25日、1月23日、2月25日に例月出納検査の報告をいただいております。

2つ目に、陳情・請願・意見書等の受理は2件であります。内容は記載のとおりであります。

4番、行政視察であります。12月12日に七ヶ浜町議会産業建設常任委員会が来庁し、1月27日には大郷町議会教育民生常任委員会が来庁しております。

会議等ではありますが、12月12日の平成26年第4回松島町議会定例会を含め総件数44件、各種会議、行事、委員会等がございました。詳細は記載のとおりであります。

議会だよりの発行でございます。2月1日にまつしま議会だより第121号が発行されております。議会広報発行対策特別委員会の皆さんには、大変ご苦労さまでした。

また、3月1日に号外として平成26年度議会報告会まとめが発行されております。皆さん大変ご苦労さまでした。

7番目に、議員・委員の派遣についてであります。12月17日に議会議員と利府松島商工会役員との懇談会が開催され、議員14名を派遣しております。1月16日に二市三町議長団連絡協議会議員研修会が議員13名を派遣し、1月23日に宮城県町村議会議員講座に議員7名を派遣しております。2月5日に認知症サポーター養成講座が開催され、議員13名を派遣しております。また、2月10日に東北放射光施設推進協議会主催産業利用促進シンポジウムが開催され、議員1名を派遣しております。2月18日から19日の日程で兵庫県佐用町の大型放射光施設スプリングエイトへ議員7名を派遣しております。内容は、記載のとおりであります。

以上で、議長の諸報告を終わります。

次に、一部事務組合議会並びに広域連合議会の報告に入ります。報告につきましては、お手元に配付いたしました報告書により一部事務組合議会並びに広域連合議会の報告とさせていただきます。

なお、12月定例会以降に開催されました一部事務組合等の議会につきましては、宮城東部衛生処理組合議会、塩釜地区消防事務組合議会、宮城県後期高齢者医療広域連合議会の以上です。

以上で、一部事務組合の議会報告を終わります。

---

#### 日程第4 陳情第1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情について

○議長（櫻井公一君） 日程第4、陳情第1号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情についてを議題とします。

事務局長より朗読させます。局長。

○事務局長（佐藤 進君） それでは、朗読いたします。

陳情第1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情について

陳情者 仙台市青葉区みやぎ台2丁目6—10 宮城県肝臓病交友会代表大江正義

仙台市青葉区一番町1丁目17—24 B型肝炎被害対策東北弁護士団団長鹿又喜治

仙台市青葉区片平1丁目2—38 薬害肝炎訴訟東北弁護士団団長増田 祥

陳情の趣旨

現在我が国におけるウイルス性肝炎患者は350万人以上と推定され、国はウイルス性肝炎患者に対する抗ウイルス療法について医療費助成を実施しています。しかしながら、国が実施している医療費助成の対象はインターフェロン治療、核酸アナログ製剤治療など、一定の抗ウイルス療法に限定されていることから、これからの治療法に該当しない肝硬変、肝がん患者の入院、手術費用等は極めて高額であるにも関わらず、助成対象外となっています。

そのため、より重篤な病態に陥り、就業や生活にも支障を来し、経済的、社会的にも逼迫している状況にあることから、一層の行政的、社会的支援が求められています。また、肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定の対象とはされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は肝疾患、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないものと指摘がなされています。

つきましては、ウイルス性肝硬変、肝がんに係る医療費助成制度の創設と、身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすることを求める意見書を国、及び政府に対して提出されるよう陳情いたします。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 朗読が終わりました。

お諮りします。陳情第1号については、所管の委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、陳情第1号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情については、第2常任委員会に付託することに決定しました。

---

日程第5 報告第1号 松島町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について

○議長（櫻井公一君） 日程第5、報告第1号 松島町新型インフルエンザ等対策行動計画の策

定についてを議題とします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。大橋町長。

- 町長（大橋健男君） 報告第1号松島町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定についてご報告申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第1項の規定により、松島町新型インフルエンザ等対策行動計画を策定したので、同法第8条第6項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

- 議長（櫻井公一君） 本間健康長寿課長。

- 健康長寿課長兼高齢者支援班長（本間澄江君） 松島町新型インフルエンザ等対策行動計画の概要について、資料をもとにご説明申し上げます。

資料の1ページをごらんください。

この行動計画は、新型インフルエンザ等対策を町の危機管理にかかわる重要な事項として位置づけ、感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護すること、及び町民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、松島町が実施すべき対策の骨格を定めたものでございます。

計画の作成の経緯といたしましては、特措法の施行により、国が平成25年6月に、県が平成26年3月にそれぞれ行動計画を策定しております。当町の計画策定につきましては、ほとんどの人が免疫を確保していない新型インフルエンザのため、世界的な大流行となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されることから、このような危機管理の事態に備えるため、松島町地域防災計画の第7章として新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しております。

本日は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第6項の規定に基づき、議会に報告するものでございます。

資料の2の2番の対象となる感染症につきましては、これまで人に感染することのなかった種類のインフルエンザウイルスが、人から人に容易に感染する新型のインフルエンザや、過去に世界的規模で流行したインフルエンザが再興したもの、またおおむね10年から40年の周期で発生して、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を持っておらず、ワクチン開発にも時間を要することから大流行につながり、大きな健康被害、社会的影響をもたらすおそれがある新感染症となっております。

資料の2ページをごらんください。

被害の想定でございます。新型インフルエンザ等が流行したときの健康被害を予測したもので、1918年のスペインインフルエンザ、1957年のアジアインフルエンザ等の状況から算定しており、当町での罹患者数は、医療機関受診者が1,500人から2,900人、入院患者が約60人から230人、死亡者が約20人から75人と想定しております。この推計は、今後国や宮城県の動向により見直しを行うこととなっております。

次に、対策推進のための行政による役割分担です。特措法により国、県、町それぞれの役割が定められておりまして、町は国の基本的対処方針に準じて、宮城県と連携し、対策を推進していくこととなります。

町としての主な役目の1つは、特殊接種で、厚生労働大臣が定めた基準に基づき、あらかじめ登録を受けた医療機関、公務員等を対象に行う予防接種です。松島町は、松島町職員に対して予防接種を実施することとなります。

2つ目は、松島町が住民に対して行う予防接種で、接種順位は国が定めることになっております。

3つ目は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言時に国の指示に基づき、宮城県が実施する対策、町民への情報提供や生活支援に適宜協力するものであります。

資料の3ページ、対策の効果概念図をごらんください。

対策を行うことにより、患者のふえが緩やかになり、ピーク時の患者数を少なくし、医療提供の容量を抑え、町民の生命及び健康を保護することができる効果を目指しております。新型インフルエンザ等対策行動計画の重点項目ですが、実施体制、サーベイランス、情報収集、情報提供、共有、予防、蔓延防止、医療、生活及び経済の安定の確保の6項目としており、各項目の内容につきましては、記載のとおりとなっております。

具体的に発生段階ごとに対策の概要を記載したものが、資料の4ページでございます。

まず、実施体制といたしましては、国から緊急事態宣言が発動された場合、町では新型インフルエンザ等対策本部を設置することとなります。

次に、サーベイランス情報収集、情報提供、共有は、国内外の発生情報を収集し、県と連携し、迅速かつ的確に町民へインフルエンザ等の情報提供を行うものであります。

予防蔓延防止につきましては、予防接種が主なものでありますが、集団接種が原則となるため、医師会や事業者、学校関係者等と協力して実施することとなります。

医療につきましては、県及び医療機関と協力し、適切な医療提供により、健康被害が最小限

となるように努めていきます。

生活、経済の安定の確保につきましては、高齢者や障害者等の要配慮者への生活支援、必要な物資及び資材等の備蓄が主なものとなります。また、県からの要請に基づき、死亡者が増加し、火葬能力の限界が明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を確保することとなりますが、国が定める基本的対象方針に基づき、県や近隣自治体及び関係機関と連携しながら、対応していくこととなります。

以上で概要の説明を終わらせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 報告事項について、質疑があれば受けたいと思います。質疑ございますか。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） インフルエンザの流行ということで、しかも新型ということで、なかなか免疫も持っていないということで、一旦発生すれば大変大きい流行になる可能性があるかと、それにどう対処するのかと、こういうことになるんだと思うんですが、東日本大震災でも経験したことの無いようなまさに大震災でありまして、戸惑うという、そういう状態だったのかなと、こういうふうに思っているんですが、そういう点では常日ごろからのやっぱり防災といえますか、この場合は防疫ということになるんでしょうけれども、そういう対応というのは非常に大事になってくるというふうに思いますし、訓練というようなことも大事だと思うんですが、こういう新型インフルエンザにかかわる訓練等というようなことなども、今後実施などを含めて考えていくのかどうか、その辺についてはどんなふうに考えておられるのか、その1点だけお聞きしたいと思っておりました。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。本間健康長寿課長。

○健康長寿課長兼高齢者支援班長（本間澄江君） 今県のほうでもこの行動計画に対するマニュアルを作成しておりまして、春ごろには27年度の上半期くらいでは出来上がってくるということでもあります。町もそのマニュアルにのっとりながら、作成していくこととなりますが、訓練は当然必要だということで、まずはその訓練の方法とかもこれから考えていきたいとは考えております。

ただ、インフルエンザとかは集団的に発生することは確かですが、自分で手洗いとかうがいとか、やはり自己防衛というところができるものですので、その辺とかも町民に周知しながら、対策を練っていきたいと考えております。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。ほかに質疑ございますか。2番赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 2番赤間です。

私のほうからも1点お伺いしておきます。

インフルエンザ、実はことしの1月の中旬ころに私の母もインフルエンザ感染しまして、ちょっと変わってきたなと感じたことに、インフルエンザ自体がさまざまな形態を持っている。ひところ言われているように、一時的に高熱を発するだとかそういった特徴が逆になくなって、3日、4日潜伏した後に徐々にというパターンですとか、いろんな形態が発生してきている。

そこで、お尋ねしたいところなんですが、町民の皆さんに普段からのこの新型インフルエンザのいろんな予備知識として、持っていただく手段というんですかね、そういったところをどう描かれようとしているのか。その辺お尋ねしておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。本間健康長寿課長。

○健康長寿課長兼高齢者支援班長（本間澄江君） 新型インフルエンザに限らず、感染症予防というところで、季節的になればやっぱり手洗い、マスク、あと咳エチケットということで、人の前で余り咳をしないようにきちっとマスクをすとか、そういったところでの感染防止対策というのは、広報であったり、あとはポスターであったり、テレビでも季節的にはやっておりますので、その辺とかも利用しながら、知識のほうはお知らせしていきたいと思います。

あと、新型インフルエンザの行動計画につきましても、公表しなければならないとありますので、1回でお知らせしてもなかなかわからないところもあると思いますので、その機会を捉え、分割しながら、町民の皆様にもお知らせしていきたいと考えております。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 今答弁いただきましたが、やはり町としてのそういった危機管理対応も当然のことながら、普段からの住民に対するそういった予備知識としての備えというんですか、そういったものを常々情報発信するなりして対応いただくというのは大事なことかと思えます。

町では住民健診とか、一堂に会した機会を捉えてそういった場面というのはつくり得るものと思えますので、そういった機会を逃さず確実に伝えていく方策をとっていただけたらと思います。以上です。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め、報告を終わります。

日程第6 議案第6号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の位置を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

○議長（櫻井公一君） 日程第6、議案第6号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第6号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、従来の教育委員会委員長と、教育長を一本化した新たな教育長が設置されるなど、教育委員会制度が大きく見直されます。現行の教育長は、教育委員としての特別職の立場と教育長としての一般職の立場をあわせ持っていますが、新たな教育長については議会の同意を受け、町長から直接任命される常勤の特別職の立場に一本化されます。

この条例につきましては、身分が特別職に変わることに伴い、給与や旅費等に関する条例の所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） それでは、まず今回の議案第6号の概要の説明に入ります前に、6号の1番後ろに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要ということで、カラーの資料をつけておりますので、これに基づきまして私のほうからまず説明をさせていただきますと思います。

平成26年6月20日に報告され、平成27年4月1日から施行されることになりました今回の法律の一部改正につきまして、教育長の身分に関する取り扱いについて、概要に記載されておりますので、これにつきまして説明を申し上げたいというふうに思います。

趣旨につきましては、記載のとおりですので、その次の概要ということで説明させていただきますと思います。

まず、1番目教育行政の責任の明確化ということで、委員長と教育長の一本化並びに今後教育長職として町長が議会に諮ることについて、1つに委員長と教育長について、教育行政の



責任体制を明確にするということで一本化した責任者を置くことにいたしました。

また、これまで教育委員会の互選により任命されていた教育長職について、町長が教育長として議会の同意を得て、直接任命するということが、町長の責任も明確にするものであります。

新教育長の任期につきましては、3年とするということで、現行法では教育委員の任期は定められていましたが、教育長の任期は定められてはいませんでした。いわゆるこれまで教育長の任期というものは、教育長である教育委員の任期で行われておりました。このため、今回の改正では町長の任期である4年よりも1年短くするということが、町長の任期中少なくとも1回はみずから教育長を任命できるよう改正されたものであります。

このことから、新教育長は町長から直接任命され、常勤の特別職として一本化されるため、服務については現行の教育委員の服務として規定されることとなります。

以上のことから、新教育長は教育委員会の委員ではなく、町長が任命し、議会の同意を得た教育委員会の構成員の1人ということになります。また、教育委員会につきましては引き続き合議体の執行機関であるため、教育長は教育委員会の意思決定に基づき事務をつかさどる立場であることは変わりありません。教育委員会の意思決定に反する事務執行を行うこともできません。このことから、教育委員会から教育長への委任事項については、何ら変わるものではございません。

次に、2番目の総合教育会議の設置大綱の策定について、説明させていただきたいと思えます。

総合教育会議の設置の趣旨につきましては、町長は予算の編成、執行や条例案の提出を通じて、教育行政に大きな役割を担っておりますが、これまでは町長と教育委員会はそれぞれが確立され、町長と教育委員会が相互の連携を図って、民意の反映をした教育行政を推進していくために、この総合教育会議を設置するものであります。

総合教育会議の位置づけにつきましては、町長と教育委員会の対等の立場であるそれぞれの執行権限の一部を、例えば会場を移して会議の場で決定を行うというものではないため、物事の決定機関ではないということをご理解いただきたいと思います。また、町長の諮問に応じて審議を行う諮問機関でもありません。会議は町長が招集し、町長、教育委員により構成されることが法律で規定されていることから、条例の制定は必要とされていないということになっております。

会議の内容につきましては、一番最後のほうにも記載しておりますけれども、教育基本法第

17条第1項に規定する基本的な方針を国が定めておりまして、それを参酌し、その地域の実情に応じ、教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策に関する大綱を策定する旨の趣旨が定められております。

大綱の期間につきましては、法律の定めはありませんけれども、地方公共団体の町長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年ということで定めておりますので、こういったものに鑑みまして、4年から5年程度を想定したものであるということで、本町が平成25年3月に定めております教育振興基本計画、こういったものももとに町長が総合教育会議で協議調整を行い、町長が定めることとなります。

総合教育会議においては、ただいま述べました大綱策定に関する協議、教育を行うための諸条件の整備など、地域の教育の課題やあるべき姿を共有し、実情に応じて教育振興を図るため、重点的に講ずるべき施策について、協議調整をされ、事項については会議の構成員はその結果を尊重しなければならない旨規定されております。こういったことから、総合教育会議自体は執行機関ではないものとして、位置づけられております。

それから、3番目の国の地方公共団体への関与の見直しということなんですけれども、いじめによる自殺の防止、それから児童生徒の生命、または身体に現に被害が生じ、まさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合は、緊急の場合に講ずべき処置について、文部科学大臣が教育委員会に対して是正の指示ができるよう新たに設けられたものでございます。これまで国の関与というのはこういった部分ではありませんでしたけれども、今回の事件の報道とも皆様方もご存じのとおりだと思いますけれども、こういった経緯につきましても今後は4月以降は国が直接指示をしていくということになります。

それから、総合教育会議において、教育委員制度を設けた趣旨に鑑みまして、教科書採択、それから個別の教職員人事など特に政治的中立性、継続性、安定性の要素が高い事項については、協議課題とするものではありません。また、継続、安定性を確保するため、教育委員会を引き続き執行機関として職務権限は従来どおりであります。このように、教育委員会は教育長へのチェック機能の強化と、それから総合教育会議の審議調整で方向づけがなされたものに対する協議事項についてのチェック機能を教育委員が持つていくという形になりますので、これらについて教育委員会でもきちんと整理をし、事務手続を今後も進めてまいりたいというふうに思います。概要については以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼危機管理監兼環境防災班長併任選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） それでは、

今回の条例の内容について、私のほうから説明を申し上げます。

まず、先ほどありましたけれども、今回の法律の改正案に基づきまして、給与や旅費に関する条例の所要の改正をするものでありますが、今回の制度改正に伴いまして、松島町の関係の例規の改正方法を今回は1つの例規、この条例ですね、1つの例規として行うものであります。それで、条ごとに関係条例の一部改正を行うものであります。

それでは、早速説明申し上げます。条例に関する説明資料も見てくださいと思います。

まず、第1条であります。これは、松島町長等の給与に関する条例の一部改正であります。この中に今説明ありましたとおり、新しい新教育長が特別職ということの位置づけになりますので、町長、副町長と同様の当該条例の中での対象となるということでの体制であります。

次に、第2条であります。松島町議員報酬等審議会設置に関する条例の一部改正、これも同様に新しい教育長は特別職ということになりますので、ここに新たに町長、副町長同様新しい教育長についてもつけ加える内容となっております。

次のページ、第3条でありますけれども、第3条は松島町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。これは、新しい制度において、教育委員の中から新教育長の職務代理者を、新教育長が指名することになります。その場合の報酬の額について、職務代理者を新たに設けるものであります。中身といたしましては、今までは教育委員の委員長と新たな職務代理者、これは額的には同額であります。

次に、第4条職員等の旅費に関する条例の一部改正であります。これにつきましては、町長、副町長同様に特別職となることから、同様の支給対象とするものであります。

次に、第5条暴力団の利益となる公益施設の使用等の制限に関する条例の一部改正、これは引用する法律の条ずれが生じておりますので、それを整理するものであります。

最後の第6条であります。松島町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例でありますけれども、これは廃止であります。特別職としての町長等の給与に関する条例の中に加える。それから、勤務時間等その他の事項につきましては、別に定めるものとなりますので、今回廃止する内容となっております。以上であります。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第7 議案第7号 松島町教育長の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の制定について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第7、議案第7号松島町教育長の勤務時間、休日、休暇等に関する

条例の制定について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

- 町長（大橋健男君） 議案第7号松島町教育長の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

前の議案と同様に教育委員会制度の見直しによるものでございます。

この条例につきましては、新教育長の身分が一般職から特別職になるものの、その職責に鑑みて引き続き常勤とすると法律において定められたことから、新教育長の勤務時間等について条例で定めるものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

- 総務課長兼危機管理監兼環境防災班長併任選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 今回も今提案で述べられたとおりであります。常勤とすること、法律で定められましたので、勤務時間等につきましては条例で定めるということになります。

今回は、提案理由のその次、説明資料のところの第2条になりますけれども、一般職員の例によると同じという内容にするものであります。

以上でございます。

- 議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第8 議案第8号 松島町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について（提案説明）

- 議長（櫻井公一君） 日程第8、議案第8号松島町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

- 町長（大橋健男君） 議案第8号松島町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

教育委員会制度に関する3つ目でございます。

新教育長は、特別職となることにより、地方公務員法の職務に専念する義務などの服務規程の適用を外れるものの、その職責に鑑み、常勤であることから、勤務時間中及び職務上の注意力の全てを職責遂行のために使うことを新制度においても法律により定められております。

この条例につきましては、職務に専念する義務について免除されることが出来る場合について定めるものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼危機管理監兼環境防災班長併任選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） それでは、条例に関する説明資料を見ていただきたいと思います。

第2条のほうに、具体的な話として第2条職務に専念する義務の免除ということであります。まず1つに、第1号（1）のほうでは研修を受ける場合、それから（2）、2号のほうでは構成に関する計画の実施に参画すること、これは皆さんと同様、健康診断とかそういう場合に受ける場合にはこの対象になるというものであります。以上です。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第9 議案第9号 松島町児童館及び留守家庭児童学級条例の制定について  
(提案説明)

○議長（櫻井公一君） 日程第9、議案第9号松島町児童館及び留守家庭児童学級条例の制定について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第9号松島町児童館及び留守家庭児童学級条例の制定について提案理由を申し上げます。

この条例の制定につきましては、児童に健全な遊び及び生活の場を与えて、その健康を増進し、または情操を豊かにし、並びに子育て家庭の支援を行うため、児童館及び留守家庭児童学級を設置するものであり、供用開始に当たり施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 松島町児童館及び留守家庭児童学級条例の制定につきましては、4月から開設する児童館及び留守家庭学級を実施するための施設の設置及び管理について条例を定めるものでございます。

条例の内容につきましては、第1条から第16条の条立てとなっております。この内容につきましては、去る2月4日の全員協議会の中で説明をさせていただいておりますので、内容については省略させていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第10 議案10号 松島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について(提案説明)

○議長（櫻井公一君） 日程第10、松島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第10号松島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について提案理由を申し上げます。

今回の制定につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、介護保険法の一部改正により現在厚生労働省令で定められている指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を、市町村の条例にて定めることとなりましたので、本条例を制定するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 本間健康長寿課長。

○健康長寿課長兼高齢者支援班長（本間澄江君） 条例に関する説明資料をごらんください。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進の関係法令の整備に関する法律地域主権改革一括法等の制定により、介護保険法が一部改正され、これまで省令で定められていた基準を地域の実情に応じ、市町村みずからの判断と責任において条例で定めることとなったものでございます。

第6章までの章立てとなり、第1章では総則、第2章では人員に関する基準、第3章では運

営に関する基準、4章では介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、第5章では基準該当介護予防支援に関する基準、第6章では雑則で委任に関する事項となっております。

この条例制定につきましては、国の基準と異なる内容を定める特段の事情、地域性は認められないことから、国の基準を引き継いでおります。町独自の基準といたしまして、第2条、第3条での暴力団の排除と、第30条の記録の整備について、国の基準が2年であるところを介護報酬返還請求の消滅時効の5年と整合性を確保し、返還事務に支障が生じないように5年としており、利用者が安心して介護サービスを利用できる環境を整えるものでございます。

資料の官報につきましては、議案第10号、11号、第21号から23号までの資料としてここにまとめてつけさせていただいております。

以上で説明を終わります。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第11 議案第11号 松島町地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準に関する条例の制定について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第11、議案第11号松島町地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準に関する条例の制定について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第11号松島町地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

今回の制定につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、介護保険法の一部改正により、現在厚生労働省令で定められている地域包括支援センターに関する基準を市町村の条例にて定めることとなりましたので、本条例を制定するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 本間健康長寿課長。

○健康長寿課長兼高齢者支援班長（本間澄江君） それでは、条例に関する説明資料のほうをごらんください。

6条までの条立てとなり、第1条ではこの条例の内容を要約するとともに、その目的を定めたもの、第2条用語の意義を定めたもの、第3条包括的支援事業を行う上での基本方針を定めるもの、第4条第1号被保険者による地域包括支援センターに置くべき職員及びその日数を定めるもの、第5条暴力団の排除に関する基準、これは町独自の基準となります。第6条委任に関する事項となっております。これも、利用者が安心して介護サービスを利用できる環境を整備していくものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第12 議案第12号 松島町避難施設等の設置及び管理に関する条例の制定について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第12、議案第12号 松島町避難施設等の設置及び管理に関する条例の制定について（提案説明）を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第12号松島町避難施設等の設置及び管理に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

今回の条例制定につきましては、地域防災及び地域住民の交流等を図るため、東日本大震災復興交付金事業として整備を進めている避難施設等について、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、松島町避難施設の設置及び管理に関し、必要な事項を本条例で定めるものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼危機管理監兼環境防災班長併任選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） それでは、条例の内容について、説明を申し上げさせていただきます。

まず、今回条例を見ていただきまして、第2条設置でありますけれども、今回新たにこの条例を設置するわけですが、この条例の内容的、全体的なものにつきましては、1条から16条までであります。それで、集会施設の設置及び管理に関する条例というのがあります。今現在条例あります。これと、同様な条立てにしております。それで説明を申し上げます。

まず、2条でありますけれども、今回新たに避難施設として3カ所、白萩の避難所、それか



ら帰命院の避難所、それから手樽防災センター、これは名称こういうふうにさせていただいておりますけれども、復興事業としては手樽地区防災まちづくり拠点施設と、ちょっと名称が長いということもありまして、防災センターという言い方をさせていただいております。

それで、白萩の避難所につきましては、3月末完成予定であります。それから、帰命院、それから防災センターについては、6月であります。それで、第3条にいくわけですが、指定管理者による管理、これもできるようにということにしております。

ただ、今先ほど言いました3月末で完成するというのもありまして、本来3月の末に完了して指定管理者できるとすれば、指定管理のこともこの議案として上がってくるわけですが、白萩地区は磯崎地区でありまして、白萩の役員会とか何かで話は相談させていただいていますが、まだ新役員というか、まだ決まっていない、これからということではいろんな今後のことがありますので、次回、ほかの施設と同様に指定管理のほうは議会のほうに提案させていただければなと思っております。

そのために、白萩には4月から使える形になりますので、指定管理に移行するまでの間は町のほうで直営的な管理をするために条文としては途中にちょっと読みかえ文ですね、使用料とか利用料金とかということで、読みかえを加えさせていただいております。

第10条になります。条文の1番最後の別表第10条を見ていただきたいと思っております。これは、使用料になります。使用料ですが、これは先ほど言いました集会施設の設置及び管理に関する条例と同様の料金としております。使用料としております。時間帯で3,000円、3,000円、3,000円というふうにしております。違うところ、異なるところは2番、3番であります。まず1つ、今回の避難施設は2階建てになっております。ということで、各階ごとに使用する場合は各階ごとに料金が上の料金になりますよと、各階ごとにということにしております。3番目であります。同じ階に部屋が2部屋とかあります。施設によって。そういう場合に1階なら1階でもいいんですけども、例えば2部屋を別な団体が使った場合は、おのおの料金、3,000円ですね、の料金になりますということに設定させていただいております。なお、指定管理者に今後していった場合には、これはこの額の範囲内という形にはなっていきますが、使用料形態については、このような状態になります。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

ここで休憩をとりたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

再開を11時10分といたします。

午前10時56分 休憩

---

午前11時10分 再開

○議長（櫻井公一君） それでは、会議を再開いたします。

---

日程第13 議案第13号 松島町行政手続条例の一部改正について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第13、議案第13号 松島町行政手続条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第13号松島町行政手続条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

行政手続制度につきましては、不服申し立て制度について公正性及び使いやすさの向上、国民の救済手段の充実、拡大の観点から平成26年6月に行政不服審査法及び関係法令の改正が行われ、その一環として行政手続法の改正が行われたことから、本町においても法律改正の趣旨を町の条例に反映させるため、行政手続条例の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼危機管理監兼環境防災班長併任選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） それでは、今回の条例の改正点につきまして、説明資料に基づきまして説明させていただきたいと思っております。

主なものについて説明申し上げます。

まず、第3条でありますけれども、後ほど説明申し上げますけれども、新たに処分等の求めというところは今回条文として加えさせていただきました。ここまでのところ、第3条で適用除外、前はこれ今回新設しましたので、この新設も含んで適用除外とするという内容であります。

次に、第3条第1項の第3号になりますけれども、地方自治法附則第8条に規定する職員という文面があります。これは、国で言う地方事務官のことを言っております。地方分権のときこの辺のところは整理されて削除されておりますので、今回の条例にあわせて整理させていただくものであります。

次のページ、めくっていただきたいと思います。第33条の第2項から第4項までのところがあります。行政指導の権限、根拠等の提示の義務化というのが今回新たにつけ加えさせていただきました。このことにおきまして、条が1つずつ繰り下がっていく内容であります。

次に、第34条の2、行政指導の中止等の求めの手續、ここのところが新しく申請されました。内容を申し上げますと、行政指導の相手方がその行政指導が法律、それから町の条例等に規定している要件に適合しないと考えたときに、町に対して申出書により当該行政指導の中止を求めることができますよというものであります。申出書に停止された場合の町は、今度は必要な調査を行って、必要な措置をとらなければならないという文言が新たに設けられたものであります。

次に、第34条の3になります。先ほども言いました処分等の求めの手續であります。これも、新設であります。これは、誰でも法令に反する事実を発見した場合に、その是正がされていないというふうに考えたとき、町に町の機関も含めて、対し、申出書により是正を求めることができるというものであります。町は、必要な調査を行って、必要があると認めたときは当該処分、または行政指導をしなければならないという文言を今回の改正によりまして、新たに新設したものであります。

以上であります。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第14 議案第14号 職員の給与に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第14、議案第14号 職員の給与に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第14号職員の給与に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、現在災害応急対策等のため、本町に派遣された職員に支給することができる災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当について、新型インフルエンザの大流行に伴い本町に派遣された職員に対しても、災害派遣手当を支給できるように改正を行うものであります。

また、国の人事院勧告に伴う国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正

する法律及び人事院規則の一部改正に鑑み、現在管理職員に対して週休日等に勤務した場合に支給できる管理職員特別勤務手当について、新たに平日深夜に勤務した場合にも支給できるように改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼危機管理監兼環境防災班長併任選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 今回の改正点につきまして、大きく2つであります。今説明申し上げましたように、まず1点目が新型インフルエンザ等緊急事態になった場合に、他県等々から派遣されてきた方に対して、手当が支給できるというのが1つ。それから、もう一つは人事院規則の一部改正が平成27年の1月30日に公布されております。この中で、管理職員の特別勤務手当の平日の深夜、午前0時から午前5時に勤務した場合、1回につき3,000円を超えない範囲で支給することができるというものが改正として新たに加えさせていただいております。

なお、平日につきましては、先ほど言いましたように、通常今まで通りであります。

以上です。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

#### 日程第15 議案第15号 語学指導等を行う外国青年の給与及び旅費に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第15、議案第15号 語学指導等を行う外国青年の給与及び旅費に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第15号語学指導等を行う外国青年の給与及び旅費に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、国際交流活動を行う外国青年、国際交流員等に対し、赴任の際の旅費及び帰国の際の旅費を支給できるようにするため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼危機管理監兼環境防災班長併任選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君）　今回でありますけれども、内容といたしましては、語学指導、それから国際交流活動にいられている方でもありますね。教育委員会とか産業観光課の席にいらっしゃると思います。このところに赴任する場合、帰る場合に、旅費の分を支給することができるものとしております。ただし、この辺のところについては、規則で実費を超えない範囲で定めるというふうな内容にしております。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君）　議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第16　議案第16号　松島町立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について（提案説明）

○議長（櫻井公一君）　日程第16、議案第16号　松島町立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君）　議案第16号松島町立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、途中入園及び退園の授業料について、日割り計算による算出とすることに改めるため、当該条例の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君）　櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君）　それでは、私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

条例に関する説明資料、1番後ろのほうをお開きいただきたいというふうに思います。

今回の改正につきましては、途中入園及び退園の授業料について、日割り計算により算出するというように定めるものであります。

第4条なんですけれども、月の途中において入園または退園した場合の当該月の授業料について、1月を20日ということで、これにつきましては内閣府が今年の8月に教育標準時間の認定ということで、日割り計算を行う場合は幼稚園の場合は20日として計算をなさいというふうな連絡が入って、指示がありますので、これに基づきまして日割り計算をし、算出した額で端数は切り捨てということでこの切り捨てについても、10円未満は切り捨てなさいと

ということでの指示が入っておりますので、その内容で整理をしていきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第17 議案第17号 松島町運動広場設置条例の一部改正について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第17、議案第17号 松島町運動広場設置条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第17号松島町運動広場設置条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、松島町児童館の建設により、テニスコートを廃止し、また文化観光交流館駐車場の整備により、町民グラウンドを縮小したことに伴い、実情に即した当広場の使用にかかる料金及び、施設区分等の見直し、さらには施設運営面におけるサービス向上のための指定管理者制度導入に対応した条文整備など、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） それでは、運動広場の条例に関しまして、私のほうから説明をさせていただきます。

1番後ろのA3の比較資料に基づきまして説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、この運動広場ということで、どこを指すのかということになりますけれども、交流館脇の町民グラウンド、それから海洋センターの脇にありましたテニスコート、これを指して運動広場ということで、これまで条例で定めておりました。これにつきまして、まず第6条で字句の訂正とそれから別表のグラウンドという字句の訂正、正式にグラウンドということで改めたいというふうに思います。

それから、時間なんですけれども、これまで朝7時からということでしたんですけれども、ソフトの皆様方、それからシニアの皆様方も大会の場合はやはり6時ぐらいから準備を始めないとどうしてもできないんだということがありましたので、時間を訂正したいというふう

に思います。

それから、備考欄にこれまでのところでA、Bコートということで表記しておりました。交流館の駐車場の増設工事のときにも2面使えますということで教育委員会から説明させていただきましたけれども、利用者の皆様方といろいろと打ち合わせをした中で、このグラウンドをよく知っている町民であればいいんですけども、このグラウンドを初めて使う町外の皆さん方が、もし野球で外野手同士がボールを追いかけた場合、やはり危険な部分も一部あるんじゃないかというご指摘をいただきました。この意見を重視しまして、Aコート、Bコートということで2面で貸すという内容につきまして、削除をしたいというふうに思います。

それから、これまで町内の者という表記をしておりましたが、これはちょっと大変なじまない表現ですので、町民ということ、それから町外の方の料金なんですけれども、午前午後が3,100円でいくということで、1日使った場合に6,300円というのはどうもちょっとこれはおかしいんじゃないかということで、教育委員会で検討させていただきまして、倍額の6,200円ということで改めたいというふうに思います。

それから、テニスコートにつきましては、先ほど来児童館説明ありましたけれども、児童館の建設等に伴いまして、テニスコートの部分については削除ということで、修正させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第18 議案第18号 海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第18、議案第18号 海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第18号海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、松島町B&G海洋センタープール跡地に、ゲートボールや雨天時等における軽スポーツ場として、屋外多目的運動場の整備に伴い、当運動場を含めた海洋センター使用に係る料金体系及び使用区分の整備など、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） それでは、海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正につきまして、私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

これにつきましても、1番後ろにつけておりますA3判の資料をもとに説明させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

まず、これまでの改正前の海洋センターの施設なんですけれども、体育館使用料ということで別表のところに、競技場という表記をしておりました。この競技場ということで、東京の本部のほうにも確認しましたが、以前はこういう表記をしていたそうです。ですけれども、今は競技場という言葉は使わないということですので、今回の改正にあわせて、競技場を体育館というふうに改正させていただきたい。

それから、別表の1番上、体育館使用料という表記がありますけれども、今度は屋内の屋根つきの部分が入ってきますので、体育館等ということで改正させていただきたいと思います。

それでは、料金のほうにつきまして、説明をさせていただきます。

まず、体育館の改正のほうなんですけれども、赤で記載している部分について、貸し切りの場合、これまで午後、それから夜間について全面と半面の金額で、半面使った場合、全面の2分の1にちょっとなくなっていたということで、これにつきまして料金を上げるのではなく、下げるという考え方で全面2,100円を2,000円、それから夜間の3,300円を2,800円、そして半面がそれぞれその2分の1という金額に修正させていただきたいというふうに思います。

それから、多目的運動場、いわゆるドームのほうなんですけれども、こちらのほうにつきましては、近隣の一番近い場所で七ヶ浜町の室内運動場がございます。こちらのほうは室内の中に2面のゲートボールのコート、人工芝のコートですけれども、これを有していると。こちらの金額を参考にしますと、1時間当たり1面を使うと470円ということで、人工芝で470円ということもありますので、うちのほうは人工芝ではございませんので、これの約半分ということで、1時間200円という金額の設定をさせていただきたいというふうに思いました。

それから、屋根なしのほうのいわゆる土のほうなんですけれども、これらについてはこの2分の1ということで100円ということで、考えたいというふうに思います。

それから、照明を使った場合なんですけれども、ドームのほうにも照明ついておられますので、体育館の加算金に関してはそのままとしまして、運動場のほうにつきましては100円というこ



とで、これは199ワットのLEDということもありますので、電力さんのほうに試算していただきまして、照明灯9基あるんですけれども、基本料金を除いても1基1時間100円ということで、十分計算できるのではないのでしょうかということでもいただきましたので、それを参考にさせていただきました。

続きまして、2枚目なんですけれども、いわゆる条例の第9条の使用料の減免ということでの考え方です。

まず、(1)につきまして、町または教育委員会及び町の体育協会、並びにその加盟団体、これが主催してやる場合の料金については免除いたします。それから、同じく体育協会とかその加盟団体等が練習の場合使うということであれば、5割減免ということを進めたいというふうに思います。

それから、あとこれも記載がなかったんですけれども、(6)ということで、身体障害者手帳、または療育手帳を有する方が使用する場合は、全額免除ですよということで、新たに追加をしたものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第19 議案第19号 松島町保育所条例の一部改正について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第19、議案第19号 松島町保育所条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第19号松島町保育所条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、児童福祉法の改正に伴う条文の改正と、子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援法施行規則において、保育の必要性の認定に関する事由が規定されたことから、本条例において規定している保育の実施基準の条文を削除するため、一部改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 松島町保育所条例の一部を改正する条例について、説明資料に

より説明させていただきます。

今回の改正は、児童福祉法の改正に伴う条文の改正と、子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援法施行規則に保育の必要性の認定に関する事由が規定されたことから、本条例において規定している保育の実施基準の条文を削除するため改正をいたします。

第1条につきましては、法改正に伴い引用条項を改めるものでございます。

第2条につきましては、法改正に伴い条文を保育にかけるを、保育を必要とするに改めるものでございます。

第4条につきましては、保育の実施基準の条文を削除するものでございます。

資料といたしまして、子ども・子育て支援法施行規則第1条の規定の条文の内容を示しております。この施行規則が規定されたことによりまして、松島町保育の必要性の認定に関する規則を改めて制定をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第20 議案第20号 集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第20、議案第20号 集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第20号集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、東日本大震災復興交付金事業による避難施設の建設に伴い、帰命院地区支館及び白萩会館を解体したことから、両施設を廃止するため所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第21 議案第21号 松島町介護保険条例の一部改正について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第21、議案第21号 松島町介護保険条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第21号松島町介護保険条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

この条例につきましては、介護保険法に基づき、第1号被保険者の介護保険料に関し定めているものであり、介護保健事業計画の見直しにより、保険料基準額の改定に伴い各所得段階ごとの金額を改定するとともに、所得段階を6段階から9段階へ細分化するものであります。

また、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、附則第14条に規定する介護予防日常生活支援総合事業等の開始時期を附則において示すものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 本間健康長寿課長。

○健康長寿課長兼高齢者支援班長（本間澄江君） 条例に関する説明資料をもとに説明させていただきます。

介護保健事業計画の見直しに基づき、介護給付費の総額に対する22%を第1号被保険者が負担する介護保険料基準額を決定し、介護保険給付事業及び介護予防事業、地域支援事業の安定化を図るものです。

条項によりご説明いたします。

目次につきましては、地域包括支援センター運営協議会に関する章を加えるものです。第2条第1項については、保険料率の適用年度を改めるもの、第2条第1項第1号から第9号までは、第1段階から第9段階の保険料を定めるものです。第5期からどう変わるかにつきましては、資料1をご参照ください。

第4条第4項年間の保険料額に係る端数整理の基準を10円から1円に改正するものであります。第12条第2項介護保険料の基準額の適用条項の改正で、第5期での4段階から第6期は5段階にするものであります。

第14条第4号介護保険運営協議会での所掌事務の中で、地域包括支援センターの審議をしておりましたが、議案第11号松島町地域包括支援センターの設置者が包括支援事業を実施するために必要な基準に関する条例で、地域包括支援センターは松島町の地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならないことから、地域包括支援センター運営協議会を第4章とするものです。

第17条の2、地域包括支援センター運営協議会の目的及び設置について定めるものです。第17条の3、運営協議会の所掌事務、17条の4意見の具申、17条の5組織、第16条の6委任、規則への委任となります。

附則第9条第1項から第3項につきましては、事業の体制が整うまで、事業猶予期間があるため、それぞれの開始時期を定めるものです。

資料2をごらんください。

附則第9条1項関係については、介護予防日常生活支援総合事業であり、平成29年4月から実施するものとします。それまでは、今のままのサービスを継続してまいります。

3項関係につきましては、任意事業となり、認知症対策と生活支援サービス基盤整備事業となります。まずは、27年度に生活支援サービス基盤整備協議会を設置し、町にどんな資源があるのか、どのようなサービスが提供されているかなど、関係機関を協議してまいります。

認知症対策については、医療と介護との連携が必要であり、平成28年4月から実施するものとします。現在行っております認知症のサポーター養成講座や相談業務については、これまでどおりの実施となります。

2項関係在宅医療、介護連携推進事業につきましては、医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携が必要であり、広域での話し合いを持ちながら体制を固め、平成30年4月から実施するものとします。

以上で説明を終わります。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第22 議案第22号 松島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第22、議案第22号 松島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第22号松島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたた

め、当該条例の改正を行うものであります。

主な改正点としましては、サービスの普及を進めていくための取り組みの一環としてサービスの内容がよりイメージしやすい名称にすることを目的とし、複合型サービスを介護小規模多機能型居宅介護に改めるものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第23 議案第23号 松島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第23、議案第23号 松島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第23号松島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布並びに地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が改正されたことに伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準及び介護保険法の一部が改正されたため、当該条例の改正を行うものであります。

主な改正点としましては、サービスの普及を進めていくための取り組みの一環として、サービスの内容がよりイメージしやすい名称にすることを目的とし、複合型サービスを介護小規模多機能型居宅介護に改めること、及び引用法令の条項ずれであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第24 議案第24号 松島町都市公園条例の一部改正について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第24、議案第24号 松島町都市公園条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第24号松島町都市公園条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、松島運動公園多目的広場を年間を通してスポーツやレクリエーション活動など、多目的に使用可能な人工芝生化への環境整備を実施したことに伴い、当広場を含めた有料公園施設の仕様に係る料金体系、供用日及び供用時間の整備など、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） それでは、私のほうから都市公園条例の一部改正につきまして、説明をさせていただきたいと思います。

1番最後のA3判の資料で説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、利用の内容ですけれども、使用料の考え方につきまして、今回は3ということ赤書きになっておりますけれども、まず多くの利用者の皆さん方から意見があったのが、野球のほうなんですけれども、中体連県大会ということでこれまで使ってきております。また、石巻の中学校の中体連なんですけれども、テニスコートをこれまで会場として使っておりました。その際に、今回の都市公園条例の中で定められている利用時間前から準備をしないとどうしても間に合わないということがございました。シニアの大会もことし秋に大きい大会があるんですけれども、同じような意見がありまして、かといってじゃあ利用時間を早めた時間で設定すればいいのかなというふうにも思いましたけれども、そうすると毎日指定管理者がその時間帯から詰めていなきゃいけないということも出てきまして、人件費の問題もあります。そういったこともございますので、この3番目のところで供用時間をあわせて使用を許可できるということで、前後に接続する時間について、使用を許可できるものとし、この場合の使用料の額は1時間につき別表2に掲げる額と同額ということで、1時間当たりの金額でセットをしていきたいというふうに思っております。

それから、4番目なんですけれども、町外の皆さん方が使う場合、これまで2倍ということ

で平日利用等につきまして、記載しておりましたけれども、さらに多目的運動広場のところにつきましては、人工芝のところですのでけれども、土曜日、日曜日または国民の祝日等については5倍ということで料金を設定させていただきたいというふうに考えております。

それでは、2枚目の料金の比較について説明をさせていただきたいと思っております。

運動公園の人工芝のほうなんですけれども、多目的運動場全面につきましては、1時間1,000円、半面の場合は500円ということで、またフットサルコート1面ひいてありますので、これについては300円と。また、照明が2基ありますけれども、フットサルでもし夜練習したいという方がいれば、1時間200円ということで料金を設定したいというふうに思います。

それから、この料金なんですけれども、これまでの議案第17号、それから議案第18号でも料金の改定をお話ししてまいりましたけれども、体育協会の役員の方、それからつい先日利用団体の皆様方全員に集まってお話をいただきまして、料金の見直しに関する考え方について、皆様方からもご意見をいただきました。

今回の改正の方向については、当然この時代ということでご理解をいただきました。その後利便性に関して、今後も使いやすい貸し出しについて、ぜひよろしくお願ひしたいというご意見をいただきました。

それから、下のほうになりますけれども、運動公園の時間ということで、これまで野球のほうなんですけれども、例えば4月から9月までの春から夏にかけての期間ですけれども、朝5時から午後7時ということでおりましたけれども、大変野球の皆様方から日が暮れるまでやりたいんだとはっきり言われまして、この辺につきましても、確かにそういうふうに時間を惜しんでグラウンドに来ているわけですから、その辺まで配慮してやりたいなということで思いまして、日没ということで、午後7時を日没ということに変更させていただきました。

それから、秋口についても同様の表記をさせていただいたというところでございます。

それから、多目的運動場につきまして、ここは新規になるわけですのでけれども、午前9時からということで、この辺については朝野球の皆様方とはまた違いますので、通常の9時ということでセットをさせていただきました。

以上が改正の概要でございます。よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、最後の3枚目になりますけれども、減免について記載をさせていただきます。まず、1番目のところなんですけれども、改正案のところでは海洋センターのところでも同じなんですけれども、町または教育委員会が主催してやる場合、全額免除ですよということで記載しております。

それから、身障者の皆さん方またはということで、ここを文言を整理しました。

それから、町体育協会及びその加盟団体が練習で使用するときということで、こういった場合については海洋センター同様5割ということで考えております。

それから、企業の皆さん方が福利厚生の場合使うときということで、これも同じく5割ということで。これまで半額という表記を福利厚生の方へ記載しておりましたけれども、半額という表記ではなく、5割という表記に改めたということでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第25 議案第25号 松島町災害対策本部条例の一部改正について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第25、議案第25号 松島町災害対策本部条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第25号松島町災害対策本部条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法第37条において準用する同法第26条の規定に基づき、新型インフルエンザ等の蔓延時における対策本部設置のため、同条例の一部改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼危機管理監兼環境防災班長併任選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 今回の改正につきましては、皆さんご存じのとおりだと思いますけれども、防災計画の中に新しく第7章ということで新型インフルエンザ対策も盛り込ませていただきました。その中での対策本部ということになります。その対策本部条例の中には、災害対策基本法でという文言だけになっております。この新型インフルエンザにつきましては、新型インフルエンザの特措法の適用になってまいりますので、その対策本部条例の中にこの特措法の文言もつけ加えさせていただきます。

以上です。



○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第26 議案第26号 建設工事委託に関する変更協定の締結について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第26、議案第26号 建設工事委託に関する変更協定の締結について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第26号建設工事委託に関する変更協定の締結について提案理由を申し上げます。

災害公営住宅整備に係る業務施工に関する協定について、平成26年6月より県への委託による木造平屋及び2階建て災害公営住宅40戸の建設工事が始まり、平成27年3月に完了の見込みであることから、事業費の精算を行い、変更協定を締結するものでございます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） それでは、補足説明、中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） それでは、資料に基づき説明させていただきます。

東日本大震災による災害公営住宅整備に係る業務施工に関する変更協定書案でございます。

宮城県と平成26年12月5日付で締結いたしました東日本大震災による災害公営住宅整備に係る業務施行に関する協定書の一部を次のとおり変更したいということで、締結するものでございます。

表の委託分をごらんいただきたいと思います。

当初事業概算額ということで、工事費それから工事管理費、事業調整費、事業調整費については事務費でございます。合計といたしまして6億7,165万円で協定を結びましたけれども、今回精算といたしまして、合計で6億6,901万2,920円、263万7,080円の減額となります。これで、変更を協定したいということでございます。

よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第27 議案第27号 町道の路線認定について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第27、議案第27号町道の路線認定について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第27号町道の路線認定について提案理由を申し上げます。

今回の町道の認定につきましては、都市計画道路根廻・磯崎線の全線が避難道路として位置づけられたことに伴い、新規に路線を認定するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 資料説明、中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 資料に基づき説明させていただきます。

起点につきましては、国道45号旧小松商店脇になりますけれども、松島町根廻字人笈45-1でございます。

終点につきましては、県道奥松島松島公園線となりまして、セブンイレブンさんの近くでございます。松島町磯崎字長田64-1でございます。

全線の延長といたしましては、2,430メートルとしております。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

#### 日程第28 議案第28号 町道の路線変更について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第28、議案第28号町道の路線変更について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第28号町道の路線変更について提案理由を申し上げます。

今回の町道の変更につきましては、JR仙石線富山踏切の位置変更に伴い、町道手樽・富山駅線の終点を変更するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 資料説明、中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 今回の変更につきましては、終点側ということでございまして、踏切の移設に伴って変更するものでございます。

旧終点といたしまして、松島町手樽字柿ノ浦29-3を踏切の位置の変更に伴いまして、新終点ということで、松島町手樽字早川東27-6に変更するものでございます。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第29 議案第29号 町道の路線廃止について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第29、議案第29号町道の路線廃止について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第29号町道の路線廃止について提案理由を申し上げます。

今回の町道の路線廃止につきましては、町道湯ノ原線が県道小牛田松島線として昇格することに伴い、町道の路線を廃止するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 資料説明、中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） それでは、資料に基づき説明させていただきます。

町道湯ノ原線につきましては、起点が県道赤沼松島線でありまして、松島町松島字石田沢22-1でございます。

終点につきましては、町道高城桜渡戸線となりまして、場所につきましては松島町高城字石田沢-4-5でございます。

基本的に県道昇格となることから、廃止を行うということでございます。廃止予定年月日は3月31日を予定しております。基本的に町道から県道へ管理がえを行うということで、所有権の移転はございません。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りします。議案30号から一般会計補正予算になるわけでありましたが、ここで昼食休憩に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

再開を13時といたします。

午前11時56分 休憩

---

午後 1時00分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

13時に高橋幸彦議員議席に着席しております。

それでは、日程を進めます。

---

日程第30 議案第30号 平成26年度松島町一般会計補正予算（第9号）について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第30、議案第30号平成26年度松島町一般会計補正予算（第9号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第30号平成26年度松島町一般会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、国の補正予算第1号に伴う地域住民生活と緊急支援のための交付金事業及び各事務事業の精査、事業費の確定等により補正するものであります。

補正の概要を、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

歳出につきましては、9ページをお開き願います。

2款総務費1項1目一般管理費につきましては、職員の育児休業、病気休暇に伴う人件費等について減額するものであります。

8目企画費につきましては、定住促進事業に係る復興支援定住促進事業補助金及び津波被災住宅再建支援事業補助金を精査し、減額するものであります。

10ページをお開き願います。

10目諸費につきましては、電気料の値上がりやLED照明への交換がふえたことに伴う防犯灯設置等補助金を補正するものであります。

16目震災復興基金費につきましては、災害復旧・復興財源として寄附をいただいた金額等について積み立てするものであります。

18目復興推進費につきましては、白萩地区に建設しております避難施設の駐車場用地について、地権者との用地交渉において早急に取得する必要があることから、土地開発基金にて先行取得したもので、この用地を一般会計において買い取る経費等を補正するものであります。

12ページまでにわたります。

19目地方創生費につきましては国補正予算第1号に伴い、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策に基づく事業として、10事業を補正するものであります。

4項3目農業委員会委員選挙費、4目衆議院議員総選挙費につきましては、各選挙に係る執

行経費の確定に伴い減額するものであります。

14ページをお開き願います。

6項1目監査委員費につきましては、識見選出監査委員の任期満了に伴い、新たな監査委員が選任されたことにより、年額報酬を月割りで支給するため、1カ月分が重複することから、補正するものであります。

3款民生費1項1目社会福祉総務費につきましては、平成26年12月3日付で国民健康保険保険基盤安定負担金等が確定したことに伴い、国民健康保険特別会計への繰出金等を補正するものであります。

2目障害者福祉費につきましては、障害者自立支援給付費の今年度実績見込みに伴い、補正するものであります。

5目介護保険対策費につきましては、平成25年度介護保険低所得者利用負担軽減対策事業費の確定に伴う返還金及び介護保険特別会計への繰出金を精査し、補正するものであります。

16ページへわたります。

2項8目児童館建設費につきましては、3月に完成が見込まれることから、事業費を精査し、減額するものであります。

4款衛生費2項1目塵芥処理費につきましては、宮城東部衛生処理組合のごみ処理経費の増額に伴い補正するものであります。

6款農林水産業費1項3目農業振興費につきましては、平成26年度国の補正予算第1号に伴い、町の12月補正予算で議決をいただいた法人化支援事業補助金について、増額されたことにより補正するものであります。

また、2月臨時議会で議決をいただきました強い農業づくり交付金事業補助金につきましては、国からの財源が見込めなくなったことに伴い、減額するものであります。

18ページをお開き願います。

3項4目漁港建設費につきましては、古浦・銭神漁港防潮整備事業に係る平成26年度農山漁村地域整備交付金の確定に伴い、事業費を精査し、減額するものであります。

8款土木費2項2目道路維持費につきましては、橋梁補修事業等に係る平成26年度社会資本整備総合交付金の確定に伴い、事業費を精査し減額するものであります。

5項3目公園管理費につきましては、松島運動公園多目的広場芝整備事業について、1月末に完了したことに伴い、精査し減額するものであります。

5目街路事業費につきましては、平成26年度社会資本整備総合交付金の確定に伴い、事業費

を精査し、減額するものであります。

20ページをお開き願います。

6項5目耐震対策緊急促進事業費につきましては、要緊急安全確認大規模建築物耐震診断助成事業の実績の確定に伴い、精算し減額するものであります。

22ページにわたります。

11款災害復旧費1項1目農地災害復旧費及び2目農業用施設災害復旧費につきましては、宮城県で実施しております農業用施設等災害復旧事業に係る県営事業負担金の確定に伴い、補正するものであります。

2項1目公共土木施設災害復旧費につきましては、公共土木施設災害復旧事業費負担金の確定に伴い、松島大橋橋梁災害復旧事業及び、漁港施設災害復旧事業等を精査し、補正するものであり、また松島大橋橋梁災害復旧工事につきましては、平成27年度に債務負担行為を設定し、平成31年度までの事業として進めていきたいことから、今回減額するものであります。

その他の歳出補正につきましては、事務事業の精査及び事業費の確定、確定見込みに伴うものであります。

歳入につきましては、3ページをお開き願います。

1款町税4項町たばこ税につきましては、売り渡し本数が減る見込みから減額するものであり、5項入湯税につきましては、入湯客数がふえる見込みから補正するものであります。

11款地方交付税の普通交付税につきましては、平成26年度普通交付税の2月追加交付の決定に伴い、補正するものであり、震災復興特別交付税につきましては、災害復旧事業等の政策を含む確定見込み額に伴い減額するものであります。

4ページにわたります。

15款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金につきましては、歳出でご説明しました国民健康保険保険基盤安定負担金等の交付決定に伴い補正するものであり、障害者自立支援給付費負担金につきましては、歳出でご説明しました障害者自立支援給付費に対するものであります。

2目教育費国庫負担金につきましては、第五幼稚園施設整備事業費負担金の交付決定、及び事業費の確定に伴い補正するものであります。

3目災害復旧費国庫負担金につきましては、歳出でご説明しました公共土木施設災害復旧事業の精査等に伴い、減額するものであります。

2項8目地域住民生活等緊急支援のための交付金につきましては、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策として、平成26年度国の補正予算第1号に伴う平成27年2月10日付交付限

度額通知により補正するものであります。

16款県支出金1項1目民生費県負担金につきましては、歳出でご説明しました国民健康保険保健基盤安定負担金等の交付決定に伴い補正するものであり、障害者自立支援給付費負担金につきましては、歳出でご説明しました障害者自立支援給付費に対するものであります。

6ページをお開き願います。

18款寄附金1項3目災害費寄附金につきましては、災害復旧及び復興財源として寄附をいただいた金額について補正するものであります。

19款繰入金2項3目震災復興基金繰入金につきましては、復興定住促進事業、災害公営住宅入居支援事業、及び宅地かさ上げ等事業の精査等に伴い減額するものであります。

4目東日本大震災復興交付金基金繰入金につきましては、防災まちづくり広場整備事業の完了及び松島地区外下水道事業に係る下水道事業特別会計繰出金の精査に伴い減額するものであります。

21款諸収入5項2目雑入の宅配夕食サービス負担金につきましては、歳出でご説明しました国の補正予算第1号に伴い、地方創生費に計上しました宅配夕食サービス事業に対するものであります。

その他の歳入補正につきましては、事務事業の精査及び事業費の確定、確定見込みに伴うものであり、これらの財源を精査し財政調整基金繰入金を減額するものであります。

また、復興支援定住促進事業ほか25事業につきまして、年度内完了が見込めないため繰り越しするものであり、強い農業づくり交付金事業につきましては、財源が見込めないことから、繰越明許費の廃止をするものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長等より説明させます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（亀井 純君） それでは、事項別明細書歳入5ページになりますが、地域活性化地域住民生活と緊急支援交付金、歳出になりますと10ページ19目地方創生費について、添付させていただきました地域住民生活と緊急支援のための交付金の概要書により説明させていただきます。

初めに、この交付金については平成26年12月27日に閣議決定され、27年2月3日に可決成立した国の平成26年度補正予算第1号に盛り込まれた交付金でございます。

次に、この交付金の概要でございますが、地域消費喚起生活支援型、これからは支援型と説

明させていただきます。これと、地域創生先行型、これからは先行型と説明させていただきますが、これらの2種類で構成されております。

この2種類の交付金につきましては、資料の共通ポイントに記載しておりますとおり、①として交付金の目的にかなうものであれば、地方公共団体において自由に事業設計が可能であること、②として事業実施後その効果を検証することが求められること、③として平成26年12月27日の閣議決定後、地方公共団体で予算計上された事業に限定すること、④として平成26年度の補正予算による対応が必要であること、⑤として人件費や既に国の補助を受けている事業、平成26年度と27年度において国の補助を受けることが確定している事業、基金や貸付金、保証金には充当できないことが定められております。

続きまして、2の概要の表をごらんください。

初めに、表の左側に示しております支援型からご説明いたします。

まず、目的でございますが、地域における消費喚起策やこれに直接効果を有する生活支援策に対し、国が支援するものであります。2,833万円を国から示されております。

対象となる事業ですが、消費喚起に直接効果がある事業とし、原則として主に個人に対する直接の給付事業を対象とし、プレミアム付商品券やふるさと名物商品券、旅行券等を例示されており、市町村においてはプレミアム付商品券の実施を推奨されております。

なお、資料に記載しております低所得者等向け灯油等購入助成や、商品サービス券、多子世帯支援策につきましては、プレミアム付商品券等の発行が困難な場合のみ実施できるものと、国から示されております。

支援型の効果の検証方法であります。アンケート調査による消費喚起効果等を検証することが求められております。

続きまして、表の右側に示しております先行型をご説明いたします。

初めに、目的ですが、総合戦略の早期かつ有効な策定と、これに関する仕事づくりなどの優良な施策に対し、国が支援するものであります。3,122万6,000円を国から示されております。

対象となる事業ですが、地方版総合戦略、こちらは平成27年度中に策定を予定しております。こちらに盛り込まれることを想定するものであること、地方版総合戦略の作成に当たっては、起草作業を除く部分のみを対象とするものであること。地方単独事業を対象とし、国の補助制度対象となった事業は対象としないこと。建設地方債対象事業、いわゆるハード事業は対象としないことと示されております。

次のページをお開き願います。



充当する事業につきましてご説明をいたします。

初めに、①の支援型の交付金ですが、先ほどご説明いたしましたとおり、地域における消費喚起策やこれに直接効果を有する生活支援策として、国が推奨するプレミアム付商品券発行事業に充当する計画としております。

続きまして、②の先行型の交付金であります。資料に記載のとおり、9事業に対して充当する計画としております。なお、2番の障害者高齢者タクシー等助成事業から、ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業の3事業につきましては、障害者や高齢者の日常生活での足の確保や自立した生活の支援を目的として、さらに5番の地産地消支援事業と6のセッコク培養栽培運営支援事業の2事業につきましては、農林水産物やセッコクの販売促進や販路拡大を目的として、これまでも町の単独事業として実施しては、交付金の趣旨に沿う事業をこのたびの補正予算に計上し、事業化する計画であります。

また、1番の障害者等相談支援事業と、7番の観光施設Wi-Fi環境整備事業、8番の松島町内Wi-Fi設置支援事業、9番の雑誌とタイアップした松島PR事業の4事業につきましては、新規事業として計画しております。

なお、各事業の内容や検証方法、充当額につきましては記載のとおりとなっております。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 続きまして、ただいまご説明がありました地方創生先行型の中の障害者等相談支援事業の内容について、ご説明を申し上げます。

主要事業説明資料の1をごらんになっていただきます。

障害者等相談支援事業について、この事業の目的につきましては、障害児、障害者の福祉に関する各般の問題につきまして、障害者や家族等からの相談に応じて障害者相談支援専門員による情報提供や、助言等の必要な支援を行うこととなります。また、障害福祉サービス及び障害児通所支援の利用者全てに作成が義務づけられているサービス等利用計画書の作成を行うこととなります。このような事業を行うために委託料485万2,000円を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） それでは、主要事業説明資料2をごらんいただきたいと思っております。その前に資料としてお渡しいたしましたWi-Fiとはということで、お渡しし

ておりましたので、そちらもあわせてごらんいただきたいと思います。

まず、W i - F i とはということで、スマートフォン、タブレットから無線でインターネットにつながる仕組みのこととなっております。有線LANを無線LANに変換するルーター、電波中継器をつけることで、無線でインターネットに接続ができるようになるものでございます。携帯通信よりも高速で通信ができて、かつ情報通信量の利用制限がないものとなっております。

無料W i - F i につきましては、W i - F i でインターネットに接続する環境を不特定多数の来訪者に無料で開放し、使用していただくものとなっております。外国人旅行者にとってはスマートフォンなどを利用する場合は、高額な国際通信料金が発生することから、外国人旅行者が無料で使用できる簡単なインターネット環境が特に求められているという状況にもなっております。

続きまして、資料2のほうをごらんいただきたいと思います。

先ほどもお話しいたしましたように、スマートフォンやタブレットの端末が急速に普及いたしまして、生活に欠かせないものとなってきつつあります。今回観光拠点等で無料でインターネットに接続できる環境整備が急がれてきておりますことから、暮らす人、訪れる人の利便性の向上が図られる、外国人を含む観光客が観光やグルメ、交通情報等の検索などを容易に行うことができるように、地方創生先行型の制度を活用して、整備を進めるものです。

無料でインターネットに接続できるための整備といたしまして、機器の設置費、回線引き込み料を補正するものであります。設置予定といたしまして、文化観光交流館、パノラマハウス、カフェベイランド、松島海岸駅V案内所、観瀾亭の拠点を考えております。

以上です。

それでは、説明資料3をごらんいただきたいと思います。

雑誌とタイアップいたしました松島PR事業という形で今回上げさせていただいております。事業の目的といたしまして、全国版の旅雑誌とタイアップして、地域資源の再発見、温泉を含めた新しい新たな資源の発掘を行い、松島の魅力を全国に発信する取り組みとしております。松島の特集記事を掲載するために調査、取材、それからデザインでそのほかに松島を体感するための観光PRイベントやモニターツアーの企画、その企画を実施するためのものとなっております。これに伴いまして、松島ファンの増につなげていきたいと考えておりました。また、事業実施後は、効果を検証いたしまして今後の観光振興につながるような一連の取り組みと考えております。

続きまして、説明資料4をごらんいただきたいと思います。

先ほど観光拠点施設のほうをお話をさせていただきましたけれども、こちらにつきましては松島町内Wi-Fi設置支援事業としております。先ほどもお話ししたように、スマートフォンやタブレットの端末が急速に普及していること、これらを利用して松島の観光に訪れていただいております外国人等も含む観光客が、観光情報等が容易に取得できるように、この制度を活用して整備を進めたいと考えております。

観光客の皆様にご快適に観光情報等をご入手いただく環境を整備し、無料でインターネットに接続できる情報の取得、発信を行える環境整備を進めるために、新たにWi-Fi環境を整える事業者に対して支援できるようなものとなっております。フェイスブックやツイッター等を通じて、松島の魅力を口コミにより発信いただけるものと考えております。

上限を50万円といたしまして、50万円以内であれば全額補助として、予算の範囲内で交付するものとしております。

続きまして、資料5をごらんいただきたいと思います。

事業の目的といたしまして、済みません、プレミアム付商品券発行事業です。事業の目的といたしまして、町民への生活支援等、地域商工業の活性化を図るためのプレミアム付商品券の発行をするものです。

概要につきましては、500円券を26枚つづりといたしまして、1万3,000円券を1万円で3割増しといたしまして、7,300セットを販売するものです。商品券の取扱期間につきましては、6月21日から8月31日までといたしまして、お盆やお中元時期に合わせ消費拡大を図るものとしております。販売場所につきましては、松島文化観光交流館を予定しております。

以上です。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第31 議案第31号 平成26年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第31、議案第31号平成26年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第31号平成26年度松島町国民健康保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成27年1月21日付保険財政共同安定化事業拠出金等の額の確定及び平成26年12月15日付平成25年度度療養給付費等負担金の予定額通知に基づく国庫負担金返還金等について補正するものであります。

歳入につきましては、保険財政共同安定化事業拠出金に伴う国、県負担金及び保険給付費等に対する財源を精査し、財政調整基金繰入金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第32 議案第32号 平成26年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第2号) について (提案説明)

○議長（櫻井公一君） 日程第32、議案第32号平成26年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第32号平成26年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、後期高齢者医療保険料の精査及び後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金を補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第33 議案第33号 平成26年度松島町介護保険特別会計補正予算（第4号）について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第33、議案第33号平成26年度松島町介護保険特別会計補正予算（第4号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第33号平成26年度松島町介護保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、保険給付費等の実績見込みに伴う精査及び平成25年度国・県負担金等確定に伴う返還金等について補正するものであり、これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第34 議案第34号 平成26年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算  
(第1号) について (提案説明)

○議長（櫻井公一君） 日程第34、議案第34号平成26年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第34号平成26年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、介護予防支援事業収入を精査し、介護予防支援業務を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第35 議案第35号 平成26年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第5号）  
について (提案説明)

○議長（櫻井公一君） 日程第35、議案第35号平成26年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第5号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第35号平成26年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、今年度の消費税及び地方消費税中間納付額の確定に伴い補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第36 議案第36号 平成26年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第6号）  
について (提案説明)

○議長（櫻井公一君） 日程第36、議案第36号平成26年度松島町下水道事業特別会計補正予算

(第6号)について(提案説明)を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長(大橋健男君) 議案第36号平成26年度松島町下水道事業特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、今年度の消費税及び地方消費税中間納付額の確定、垣ノ内地内下水道管移設事業の精査、並びに東日本大震災復興交付金事業として進めておりました小梨屋排水区雨水ポンプ場建設事業等について、用地買収や他事業との調整に時間を要することから、平成27年度当初予算に事業を計上し、実施するため減額するものであり、これらの財源を精査し、一般会計繰入金を減額するものであります。

なお、白萩地内雨水路整備事業他3事業につきましては、年度内完了が見込めないことから繰り越しするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(櫻井公一君) 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第37 議案第37号 平成26年度松島町水道事業会計補正予算(第3号)について(提案説明)

○議長(櫻井公一君) 日程第37、議案第37号平成26年度松島町水道事業会計補正予算(第3号)について(提案説明)を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長(大橋健男君) 議案第37号平成26年度松島町水道事業会計補正予算(第3号)の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、資本的支出において、松島橋の水管橋設計業務や、役場脇の国道45号水道管等の移設事業が県の災害復旧事業との調整に時間を要し、本年度に事業が実施できないことから、委託料及び工事請負費を減額補正するものであります。

これにより、資本的支出総額を7,995万8,000円とし、資本的収支不足額の補填財源を減債積立金取崩額1,608万5,000円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額224万5,000円、過年度分損益勘定留保資金1,462万7,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(櫻井公一君) 議案の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。日程第38、議案第38号から日程第46、議案第46号までは、平成27年度各種会

計予算についての提案説明であり、町長の施政方針もございますので、一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

日程第38、議案第38号から日程第46、議案第46号までを一括議題とします。

それでは、これから今度施政方針を受けるわけではありますが、若干の休憩をとりたいと思います。

再開を1時45分といたします。

午後 1時33分 休 憩

---

午後 1時45分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

---

日程第38 議案第38号から日程第46 議案第46号

○議長（櫻井公一君） それでは、日程第38、議案第38号から日程第46、議案第46号までを一括議題としまして、議案の朗読を省略し、これより町長から、平成27年度各種会計当初予算の提案に当たって趣旨説明、施政方針を受けます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 本日、平成27年3月の松島町議会定例会が開催され、平成27年度の各種会計予算案を初め関係諸議案をご審議いただくに当たり、町政運営の基本的な考え方をご説明申し上げ、議員の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災から間もなく4年を迎えようとしております。ここに改めて震災により犠牲となりお亡くなりになられた方々に対し、謹んで哀悼の意を表するとともに、被災者の皆様に心からお見舞い申し上げます。

みやぎ鎮魂の日であります3月11日が近づくにつれ、東日本大震災の教訓を後世に伝え、命を守り、災害に強い安全・安心な町をつくり上げるための決意を新たにしたところであります。

本町におきましては、震災からの復旧・復興に向け、これまで人員や復興関連予算を最大限に投入して各関係機関、団体等と連携しながら、被災者の生活再建を第一とした住宅再建支援や、災害公営住宅の整備を初め、町民と観光客の安全・安心の向上に向けた復旧・復興事業の推進に全力で取り組んでまいりました。

その結果、防潮堤や災害公営住宅、避難場所、避難施設、漁港施設等の復旧・復興関連施設が着工するなど、復旧・復興事業が本格化し、町の復興が形となって見えてまいりました。

また、復旧・復興事業を優先的に進めながらも、健康で夢と希望と生きがいのある町の実現を目指し、子育て支援の拠点となる児童館の建設や、幼児教育の充実を図るための第五幼稚園の建設など、長期総合計画の主要施策を着実に推進してまいりました。

平成27年度は町の将来像や、まちづくりの方向性を示した長期総合計画の目標年度であるとともに、震災復興計画の基本的な計画期間及び集中復興期間の最終年度であり、復興まちづくりの新たなステージに向けての節目となる重要な年となります。このため、復興交付金事業を初めとした復興事業の推進に全力で取り組み、復興を加速させ、町民及び観光客の皆様から日本三景松島の復興の具体の姿をお示しし、復興を実感していただける年にしてまいります。

しかしながら、復旧・復興事業はこれまでになく大規模であり、人手不足や人件費、建築資材の高騰等の課題もあり、復旧・復興事業が平成28年度以降にずれ込むことは避けられない状況にありますことから、宮城県及び関係自治体と連携して、国に対し平成27年度までとしている集中復興期間の延長と、特別な財政支援の継続を強く要望してまいります。

さて、国におきましては、昨年9月に第2次安倍改造内閣が発足し、元気で豊かな地方の創生を最大の課題として挙げ、経済最優先でデフレからの脱却を目指すことが改めて強調され、地方創生大臣等が新設されました。

また、昨年11月にはまち・ひと・しごと創生法が成立、昨年12月には第3次安倍内閣が発足し、まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されました。

人口減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくための地方創生への取り組みが本格的に始動しました。

本町におきましても、人口減少や少子高齢化の克服は持続可能なまちづくりを進める上での重要課題であり、国の総合戦略及び宮城県が策定する地方版総合戦略を勘案し、現在策定を進めております平成28年度からの長期総合計画と整合を図り、平成27年度末までに地方版総合戦略を策定してまいります。

国では、先月景気の冷え込みを受けた生活者や事業者への支援、地方の活性化の施策、さらには東日本大震災などからの復旧・復興のための総額3兆円を超える規模の平成26年度予算の補正を行い、平成27年度予算案においては96兆円を超え、過去最大規模となり、東日本大



震災復興特別会計は、約3兆9,000億円、地方創生に関連した予算も1兆円が盛り込まれております。

また、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策とする平成26年度の国の補正予算の成立に合わせ、本町におきましては地域の消費喚起や観光振興をより充実させるべく、地域活性化、地域住民生活等緊急支援のための交付金を平成26年度予算に補正計上しました。

こうした国の政策と歩調を合わせながら、速やかにかつ着実に復旧・復興事業を推進していくとともに、地域経済の活性化につながる施策展開を図ってまいります。

平成27年度予算におきましては、震災復興計画に掲げる安全・安心の復旧・復興と創造的なまちづくり、町民の命と生活を守る防災まちづくり、宮城・東北を牽引する観光と地域産業によるまちづくりの政策目標の実現に向け、復旧・復興事業を最優先施策と位置づけ、長期総合計画に掲げる主要施策と一体的に展開し、町民及び来訪者の方々に日本三景松島の復興を実感していただけるようこれらの施策推進に全力で取り組んでまいります。

また、町の活力を持続させていくためには、景観条例、景観計画による統一された町並みの形成や、松島“湾”ダーランド構想による国際観光地としての地名度の向上等により、町の魅力をさらに高め、定住人口の確保につながる環境づくりが必要となります。

子ども・子育て支援事業計画や教育振興基本計画に掲げる施策の実行性を高め、住みよい町として町民の皆様に満足していただける子育て環境や、住環境の提供に努めるとともに、産業振興や雇用創出、定住促進の観点から効果が期待される企業誘致の取り組みを積極的に推進してまいります。

しかしながら、平成27年度の本町の財政見通しは、町税においては固定資産の評価がえ等により、前年度を下回り、地方交付税においては復興事業の事業量の増加に伴い、震災復興特別交付税が増額となるものの、普通交付税は前年度並みとなり、財政運営は引き続き厳しい状況にあります。

こうした状況下にあって、平成27年度は復興事業が本格化して3年目となり、前年度と比較して一般会計は48.1%の増、下水道事業特別会計は156.7%の増、その他の特別会計は8.2%の増、水道事業会計は9.7%減の編成となりました。

本予算の執行に当たりましては、復興、そして宮城・東北の復興に貢献する新しいまちづくりをなし遂げるため、真に必要な事業の選択を行い、効果的・効率的な予算執行に努め、町に課せられた使命を確実に果たし、「住み続ける町、行ってみたい町・松島」を実現できるよう、全力を尽くしてまいります。

次に、平成27年度の主要施策につきまして長期総合計画の施策体系に沿ってご説明を申し上げます。

自然に恵まれた住み心地のよいまちづくりについてでございます。

日本三景松島の自然を背景に、各地区の均衡ある発展を推進し、自然に恵まれた住み心地のよい住環境を提供するとともに、町の防災対策の強化や都市骨格の整備を重点的に進め、定住できるまちづくりを推進してまいります。

土地利用につきましては、現在誘致を進めております東北放射光施設誘致を前提とし、松島北インターチェンジ周辺における住居系や産業系としての土地利用について検討してまいります。

また、現在策定中の松島町国土利用計画（第4次）につきまして、次期長期総合計画との整合を図りながら、新たな土地利用の可能性を検討し、町の将来像の実現に資するよう継続して策定作業を進めてまいります。

環境保全につきましては、ごみのないきれいなまちづくりを目指し、ごみの減量化とリサイクルの推進を図るため、各行政区、公衆衛生組合連合会や、環境美化推進員等の関係団体と連携をとりながら、ごみの発生抑制と分別収集の徹底に取り組んでまいります。

河川及び港湾につきましては、高城川の松島橋から上流部の河川改修工事、及び松島港における護岸等の災害復旧工事が宮城県により継続して実施されますので、早期完成に向けた調整を進めてまいります。

東京電力福島第1原子力発電所事故の被害対策につきましては、町民の方々が安全・安心して暮らすことができるよう、庁舎駐車場及び町内各教育施設等で空間線量の測定を継続するとともに、給食を初めとした食品並びに土壌の検査を随時実施してまいります。

住宅につきましては、磯崎地区の華園、美映の丘に建設しております災害公営住宅52戸への入居を順次進めてまいります。

耐震対策事業につきましては、旧耐震基準で建築された住宅の耐震診断、耐震改修への助成事業を継続して実施してまいります。また、耐震改修促進法の改正により、耐震診断義務化の対象となりました5,000平方メートル以上の大規模建築物につきましては、耐震対策緊急促進事業として、耐震改修実施設計費の助成を継続して実施してまいります。

定住促進につきましては、住宅展示場やハウスメーカーなどに定住促進ガイドブックを配布するとともに、定住促進セミナーの実施や、町ホームページ等での町内の空き家、空き部屋情報の提供など、移住定住に係る情報発信を継続して実施してまいります。

また、復興支援定住促進事業補助金制度、津波被災住宅再建支援事業補助金制度、宅地かさ上げ等事業費補助金制度による補助を継続して実施し、被災者の生活再建の負担軽減、町外への人口流出防止と町外からの移住促進を図ってまいります。

企業誘致につきましては、平成26年度に松島町東北放射光誘致協議会を設立し、関係当局への働きかけや町民の理解と誘致の機運づくりのための広報活動に努めております。昨年8月には、松島中学校の生徒を初めとした町民や各種団体の方々と兵庫県にあります日本最大の放射光施設SPRING-8の視察を行い、ことし1月に松島中学校で開催された志教育支援事業松島地区実践事例発表会の中で、20年後の松島を題材に放射光施設誘致実現後の未来像をテーマとした中学生による研究発表が行われております。

放射光施設の誘致はまだ市町村レベルでの活動を積極的に行える環境下にはありませんが、継続して宮城県や関係各機関との連絡を密にとりながら、松島町の優位性と熱意を伝える取り組みを実施してまいります。

また、企業誘致活動におきましても、多くの企業との情報交換を実施しており、誘致実現のための活動を継続して進めてまいります。

上水道につきましては、町民の方々に良質な水を安定供給するため水質や放射性物質検査を徹底し、水質基準を維持するとともに、震災による被害や施設の老朽化等の状況も踏まえ、二子屋浄水場更新事業及び復興事業等に伴う水環境や配水管等の移設工事を実施し、ライフラインの確保と機能充実に努めてまいります。また、水道事業の健全な経営を図るため、歳入の確保とさらなる経費の節減に努め、効率的な経営を進めてまいります。

下水道事業の污水対策につきましては、避難道路整備に伴う三十刈地内の污水管渠整備工事等を実施するとともに、浄化センターの長寿命化計画に基づく改築工事に着手し、施設老朽機器の更新を図り、適正な運転管理のもと、快適な生活環境を町民の方々に提供してまいります。また、愛宕地区、長田地区におきましては、未整備地区の下水道整備を検討するための調査設計を実施してまいります。

雨水排水対策につきましては、内水排除を最重要課題とし、震災による地盤沈下が生じている松島地区の浪打浜、高城地区の高城浜におきまして、災害復旧によるポンプ場建設及び幹線水路工事に着手し、災害復旧事業の推進に努めてまいります。また、松島地区の小石浜・普賢堂・蛇ヶ崎・小梨屋、高城地区の西柳、磯崎地区の磯崎・長田におきましては、ポンプ場の新設・増強及び幹線水路工事に着手し、雨水対策事業の推進に努めてまいります。さらに、各排水ポンプ施設等の保守保全を実施し内水排水に万全を期して、大雨などによる浸水

被害防止を図り、暮らしの安全・安心に努めてまいります。

道路事業につきましては、被災した町道松島・磯崎線及び松島大橋の橋梁災害復旧道の早期着工に継続して努めてまいります。復興交付金事業による避難道路整備事業につきましては、都市計画道路根廻磯崎線を初めとする松島地区高城・磯崎地区、手樽地区の20路線の早期完成に向け、継続して取り組んでまいります。

幹線道路ネットワークの整備につきましては、一般県道小牛田松島線、いわゆる初原バイパスの延伸計画実現を宮城県に継続して要望してまいります。また、主要地方道仙台松島線の整備につきましても宮城県に要望してまいります。さらに、松島橋の災害復旧工事につきましても、早期完成に向けて調整を進めてまいります。国道45号につきましては、松島地区の歩道整備事業が国土交通省により進められておりますので、早期完成に向け関係機関との調整を進めてまいります。また、松島地区の通過交通の軽減対策につきましては、効果を持続するための取り組みを継続して進めてまいります。

公共交通につきましては、松島駅のエレベーター設置について、J R 東日本と協議を進めており、早期実現が確実となるよう連携強化を図ってまいります。また、松島海岸駅のバリアフリー化につきましても、地域の価値を高め、観光立町としても好影響を及ぼすことから、早期実現に向け継続して検討してまいります。

さらに東日本大震災により甚大な被害を受けた仙石線が平成27年5月30日に全線で運転が再開され、仙石線・東北本線接続線につきましても、同時に運転が開始されます。新たな運行経路の導入により、高城町駅の利便性が高まることから、駅周辺の整備事業を推進してまいります。

町営バスにつきましては、平成26年1月より役場庁舎に乗り入れを開始し、松島駅の利用者が乗車するようになりましたが、仙石線の全線運転再開に伴い、町営バス利用者の増加が見込まれます。町民や来訪者の方々の移動手段の確保に努め、安全・安心な質の高いサービス提供を図ってまいります。

情報通信につきましては、災害による住民情報と重要データの消失を防止するクラウドによるシステムの運用を継続するとともに、観瀾亭等観光施設へ無線LAN環境Wi-Fiを整備し、観光客のニーズに応えつつ、外国人を初めとした観光客のさらなる誘致を図ってまいります。また、ホームページや広報紙等による町政情報や、観光情報の積極的な提供を継続して実施し、フェイスブックやツイッター等も活用しながら、災害防災情報や冬期の融雪剤散布情報など、即時性のある情報発信を図ってまいります。

交通安全につきましては、交通安全指導員の確保に取り組み、さらに交通安全関係機関や警察と連携し、街頭指導や事故防止の広報活動実施し、交通安全意識の高揚を図ってまいります。また、カーブミラー等の交通安全施設の整備に努め、交通事故防止に努めてまいります。

消防・防災につきましては、松島町地域防災計画の見直し、平成26年度中に完了いたします。本計画では災害発生時の迅速かつ安全な避難と、日ごろからの備えの徹底を図ることを重要視しており、避難道路、避難所等の整備を継続して実施してまいります。また、各種警報等発表時に現状今後の予測状況を的確に判断し、速やかな避難勧告等の指示、避難所等の開設運営が図られるよう、実践に即した避難訓練、防災訓練に取り組んでまいります。

さらに、結成率約7割の自主防止組織につきましては、未結成地区における結成を促すとともに、現組織への訓練活動支援や防災・減災情報を提供し、積極的な自助・共助への意識づくりを推進してまいります。

消防団活動につきましては、東日本大震災の経験を踏まえ、災害時に消防団が早急かつ安全に対応できる体制、準備に努めることができるよう、消防団車両並びに資機材の整備点検及び遠距離送水訓練等、これまで以上の地域防災力の充実と強化を図ってまいります。

また、各地域における避難施設や備蓄倉庫、耐震性貯水槽、自家発電装置等の早期完成に努めるとともに、完成する施設につきましては、各地区等関係機関との連携を図りながら、適切な維持運営を図ってまいります。さらに、既に事業に着手しております松島地区の石田沢・三十川の2地区の避難場所整備事業及び手樽地区の漁業集落防災機能強化事業につきましては、平成27年度内の完成を目指し事業を継続してまいります。

防犯につきましては、地域の防犯指導隊活動への運営補助を実施するとともに、警察など関係機関との連携により犯罪のない地域づくりに努めてまいります。また、通学路などの町管理の防犯灯のLED化と、各地区から要望がある箇所への新設を進めるとともに、各地区が行う防犯灯設置・修繕事業や電気料の補助を実施し、安全・安心して生活ができる地域づくりに取り組んでまいります。

健康で互いに助けあい、心のかよいあう温かいまちづくりについてでございます。

町民一人一人が生きがいを持ち、充実した人生を健やかに安心して暮らすことができるまちを目指し、ライフサイクルに応じた健康づくり施策をきめ細やかに進めていくことが大切と考えております。

震災以降、被災者のための心と体の健康づくり事業が4年目に入ります。心のケアがさらに重要となりますことから、みやぎ心のケアセンター等の関係機関と連携し、災害公営住宅入

居者等への支援を初めとして、地域で支え合う体制づくりを推進してまいります。

保健・医療につきましては、第2次松島町健康プラン及び第4次松島町母子保健計画に基づき、町民が主体的に健康づくりに取り組み、一人一人の取り組みがより効果的なものになるよう、乳幼児期から成長段階にあわせた相談、及び啓発を実施し、子供のころから健康づくりに関する関心を高め、成人期におきましては健康的な生活習慣の確立に向けた1次予防事業を積極的に進めてまいります。

特に、日常の身体活動量をふやすことで、メタボリックシンドロームや生活習慣病の発症を予防できますことから、運動サポーターの養成やウォーキングマップの作成に着手するとともに、食に対する理解と関心を高め、「健康まつしま」の推進に努めてまいります。

また、脳血管疾患への関心も高まっておりますことから、脳健診助成事業を実施し、健康寿命の延伸に努めてまいります。

さらに、安心して妊娠、出産ができるよう、風疹の予防接種に係る助成事業につきましても継続して実施してまいります。

高齢者福祉につきましては、老人クラブ育成事業への若手高齢者参加促進を図るとともに、ボランティア活動や生きがいづくり活動等に積極的、継続的に参加できる地域づくりを地域住民の方々と連携して取り組み、高齢者が住みなれた地域でいつまでも安心して生活を営むことができるよう、事業を実施してまいります。

児童福祉につきましては、子ども・子育て支援新制度の施行を、平成27年4月に控え、本町におきましても新たに策定しました子ども・子育て支援事業計画に基づいた施策を推進してまいります。また、新たに運用を開始する児童館につきましては、本町の子育て支援の拠点施設として、未就学児の親子や、児童生徒が安心して楽しく集える場となるよう事業運営に努めてまいります。さらに、保護者からの育児相談や児童虐待の未然防止につきまして、関係機関と連携し対応してまいります。

保育所につきましては、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、入所に当たり保育の必要性、必要量の認定を行い、これに基づき利用していただくこととなります。また、保育料につきましても、保育時間を標準時間と短時間に分け、また年齢区分、所得階層区分を細分化し、保育料区分を見直します。保育における保護者のニーズをくみ取る等、継続して保育業務一時預かり保育の充実を図ってまいります。

留守家庭児童学級につきましては、利用対象児童を小学6年生まで拡大させ、保護者のニーズに適切に対応してまいります。

子ども医療費助成につきましては、通院における助成対象を入院と同じ15歳まで拡大いたします。医療保険の自己負担分を無料にすることで、子育て世帯への経済的な支援を実施してまいります。

児童公園につきましては、震災復興事業の防災広場整備事業等として、整備しました3カ所の公園を含め、児童に安全な遊び場を提供するため、必要な修繕、維持管理を継続して進めてまいります。

障害者福祉につきましては、第4期障害福祉計画に基づき、自立支援給付、地域生活支援事業に努めてまいります。

また、地域活動支援センター希望園につきましては、未就学児親子の交流の場や障害を持つ方々が交流し、社会参加する場としての活用を図ってまいります。

社会保障につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律マイナンバー法により、全町民に番号を附番し、町民の方々が行政機関に各種申請する際に必要となる書類が簡素化されます。住民情報システムの改修等、新たな制度への円滑な対応により、さらなる住民サービスの向上に努めてまいります。

国民健康保険につきましては、東日本大震災による被災者の医療の受診機会を確保するため一部負担金の支払い免除を継続して実施するとともに、保健事業の健全な運営を目指し、被保険者が適切な医療等を確保できるよう、適正な給付管理を実施してまいります。また、被保険者の健康を保持増進させるため、レセプトや健診情報を電子的に活用し、より効果的・効率的に保健事業を推進するためのデータヘルス計画を策定いたします。

後期高齢者医療につきましては、宮城県後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、高齢者の医療費を支える仕組みがとられております。各種申請・届出の受付、保険料の徴収等につきましては、広域連合と連携し、高齢者の身近な窓口として適正な実施に努めてまいります。

介護保険につきましては、平成27年度が第6期介護保険事業計画の初年度となり、平成37年までにどのようなサービス提供で高齢者を支えていくか方向性を示していくことが求められております。元気な高齢者を初めとする地域住民が主体となって、お互いさま、持ちつ持たれつの気持ちで、高齢者の日常生活支援や地域のつながりができるよう、介護予防の取り組みについて関係機関や事業者と連携し、地域包括ケアシステムの構築を図ってまいります。

また、高齢者を支える生活基盤整備のため、行政・民間事業所・ボランティア団体などが連携する多職種による協議体を設置し、地域づくりに取り組んでまいります。

さらに、高齢者の増加に伴い、認知症高齢者も増加傾向にありますことから、認知症の正し

い知識の普及・啓発、認知症予防の取り組みを推進し、相談窓口の充実、地域での見守り体制づくりを強化してまいります。

介護サービス事業につきましては、要支援認定者を対象とした介護予防サービス計画を策定し、認定者が可能な限り自立した生活を送ることができるよう支援してまいります。

松島町の個性を大切に作る心美しいまちづくりについてでございます。

国の教育制度改革に基づき、新設される総合教育会議において、教育の方向性を協議し、教育委員会体制整備を進めるとともに、松島町教育振興基本計画に基づき、「誇りと絆を育みしなやかに生きる松島人」を目指す姿として、学校・家庭・地域の協働による取り組みを推進してまいります。

また、平成26年度には、松島運動公園多目的広場の人工芝や、海洋センターのプール跡地に屋外多目的運動場を整備いたしました。本町におきましては、平成29年度に開催される全国高等学校総合体育大会のサッカー会場としての利用が予定されており、その後は宮城県において東京オリンピックのサッカー会場としての利用が予定されております。また、天候に左右されない人工芝や屋根により、雨天時にもスポーツが楽しめる施設となっております。これらの施設の利用を初めとし、幼児から高齢者までの体力向上等を促進する取り組みを図ってまいります。

学校教育につきましては、町内全ての小学校・中学校と松島高校等学校連携を継続し、まつしま防災学の中学生出前授業や小中高の相互交流事業、合同発表会を実施し、これまで以上に夢と志を持った児童生徒の育成に取り組んでまいります。

学力向上につきましては、秋田県にかほ市教育委員会との学力向上等に関する交流を継続し、また文部科学省の被災地の学び支援事業を活用した放課後等を実施する学び支援事業を推進し、児童生徒がみずから進んで学習する環境づくり、英語教育や特別支援教育の充実、不登校や心のケア、いじめ等のさまざまな教育問題に継続して取り組んでまいります。

学校の安全・安心な体制づくりにつきましては、松島第五小学校の屋根工事を実施し、教育環境の計画的な整備を図ってまいります。

学校給食につきましては、生産者による食育教育の推進、松島産の米や野菜等のふるさと食材の活用、生産者等と児童生徒の食育交流を推進し、たくましく健康な児童生徒の育成を図ってまいります。

幼児教育につきましては、第五幼稚園におきまして、3歳児教育を開始し、幼児教育の充実を推進してまいります。また、第一幼稚園施設の環境整備工事を実施し、さらなる幼保小連



携を図りながら、幼児教育の充実を図り、元気な園児の育成に努めてまいります。

社会教育につきましては、松島の歴史・文化・景観等の豊富な教育資源を活用した学習活動の推進について、地域団体や関係機関と連携し取り組んでまいります。また、秋田県にかほ市との相互交流、町内外との交流活動の中で、郷土松島への理解を深め、誇りを持てるよう、地域に根差した生涯学習活動の推進に努めてまいります。さらに、地域の教育力を高めるため、小中学校と各分館との協働での地域活動や家庭教育を継続して推進し、子供たちの芸術体験や、創作活動の機会を設けてまいります。

芸術文化振興につきましては、松島町文化観光交流館アトレ・るhallを拠点に、松島の文化や芸術、観光情報を発信してまいります。また、文化観光交流館施設につきましては、指定管理者制度を活用し、より専門的、かつ機能的な施設運営と事業の展開を図ってまいります。

スポーツ振興につきましては、子供の体力向上を目的としたコーディネーショントレーニングや運動の楽しさを体験してもらうことを目的としたキッズスポーツレッスン事業等を継続して実施するとともに、子供たちの基礎体力づくり、健全な心と体を兼ね備えた子供たちの育成に取り組み、スポーツ推進委員や総合型スポーツクラブの指導者等、地域の力を活用しながら、町民スポーツの推進に努めてまいります。

また、松島ハーフマラソンや実業団女子駅伝競技等につきましても、町内関係団体との連携により、積極的に支援し、子供たちが一流のアスリートと交流できる機会を設けてまいります。

「歴史・文化・自然・人を生かした観光のまちづくり」についてでございます。

町全体のさまざまな事業計画や実施事業により日本三景松島の観光面に与えられるプラスの影響は大きいものと思われまます。本町を訪れる観光客にとって、観光しやすい環境整備を常に視野に入れ、住んでよし、訪れてよしの観光まちづくりに努めてまいります。

また、平成24年度に改訂しました観光振興計画に基づき、変化する観光客の動向等につきましても、情報を収集しながら、事業所や町民の方々と連携し、観光振興に取り組んでまいります。

観光都市につきましては、復興まちづくり支援施設整備事業として、松島パノラマハウスの整備が平成27年度の夏に完了いたします。観光客はもとより町民の方々にとっても憩いの場となるような運営を図ってまいります。また、隣接する西行戻しの松公園につきましても、防災機能を備えた安全・安心な観光地としての整備促進に努めてまいります。

観瀾亭分室の整備につきましては、歴史・文化的な建物としての趣を保存しつつ、避難施設

としての整備を継続して実施してまいります。

松島四大観の一つであります、富山につきましては、観光客の利便性向上のための公衆トイレ及び表参道の歩道整備事業を継続して実施してまいります。

交流事業につきましては、松島湾が世界で最も美しい湾クラブに加盟したことを契機に、松島湾を取り囲む近隣3市3町、東松島市、塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町、松島町と宮城県が広域観光連携に取り組む“再発見！”松島湾ダーランド構想が、平成26年度から始動しており、ストーリー性を持った周遊型観光地としてのエリアづくりと情報発信を継続して推進してまいります。

また、秋田県にかほ市との交流及び連携を深めるため、にかほ市出身の版画家池田修三氏の作品展を継続して実施するとともに、これまで交流や連携を行ってまいりました岐阜県大垣市、埼玉県滑川町、岡山県倉敷市との観光交流を継続してまいります。さらに、復興支援職員の派遣を受けております東京都豊島区での交流事業を新たに実施するなど、交流人口の拡大を推進してまいります。

本町の観光振興の推進組織としての中核を担う一般社団法人松島観光協会との連携につきましては、松島流灯会海の盆や松島かき祭りを初めとするさまざまな行事に一丸となって取り組み、本町の歴史、産業、人の魅力を継続して国の内外に発信してまいります。

国際観光につきましては、県内の主要観光地で構成される国際観光テーマ地区推進協議会の事業に継続して参画し、海外誘致事業に積極的に取り組んでまいります。また、世界で最も美しい湾クラブのネットワーク等を活用し、「m a t s u s h i m a」の知名度向上と、世界に向けた魅力の発信に努めてまいります。

さらに、訪日外国人旅行者が増加傾向にあります昨今、丹後の天橋立、安芸の宮島と連携しながら、いにしえより文人墨客に愛され、日本を代表する風景美をたたえる日本三景を世界に向けて発信するとともに、国際交流員（C I R）を継続して雇用し、フェイスブック等による英語での情報発信と国際観光地として外国人観光客の受入体制の充実を図ってまいります。

景観を生かしたまちづくりにつきましては、平成26年度に施行しました景観条例・景観計画に基づき、町民や事業者の方々と対話をしながら、景観を通じた地域コミュニティの創造と良好な景観形成の推進を図ってまいります。

文化財保護につきましては、本格化する震災復興事業が特別名勝松島保護地区や埋蔵文化財包蔵地へ与える影響を考慮し、手続に関する指導、助言を実施してまいります。

文化財の活用につきましては、小・中学校に歴史文化教育カリキュラムを導入し、出前講座や体験学習を共通化することで、統一的にふるさと松島の歴史・文化に触れる機会をふやしてまいります。また、文化遺産を生かした地域活性化事業を継続して実施し、地域との協働により、埋もれた文化遺産を掘り起こし、これらの情報の発信に取り組むことでさらなる地域の活性化を図ってまいります。

さらに、瑞巖寺本堂の解体修理が平成28年3月に終了することに合わせ、改修工事や発掘調査で明らかになった内容を取りまとめ、その歴史的・文化的な情報の発信に積極的に取り組んでまいります。

“松島人”エネルギーが躍動するまちづくりについてでございます。

震災から力強く立ち上がるために、今こそ松島人のエネルギーが必要となります。各産業の活性化を図り、行政・産業人・町民の方々が一体となって未来に向けたまちづくりを進める必要があります。

耕作放棄地対策につきましては、農業振興地域以外の耕作放棄地が増加傾向にありますので、農地の所有者の意向を踏まえ、地域の実情に応じた対策を検討し、農地の有効活用の推進に努めてまいります。

地産地消の取り組みにつきましては、町内外の各種イベント等におきまして、環境保全米「めごの舞」、「いろはの舞」、松島白菜及び紅爵南瓜など、地場産品の宣伝販売を推進するとともに、学校給食での地場産食材の利用を推進・支援し、農林漁業者が生産だけではなく、加工・流通・販売により、付加価値を高めることができるよう6次産業化の取り組みを継続してまいります。

農業振興につきましては、農業生産の効率化を図るため、ほ場整備事業実施地区を中心に、水稻生産や大豆、飼料作物等の土地利用型作物を生産する担い手に対し、農地の集積や効率的利用を推進してまいります。また、不作付地解消のために、新たな農業用機械の導入を必要としない備蓄米、飼料用米等の多用途米の作付を推進するとともに、経営再開マスタープランの中心経営体への位置づけや農地中間管理事業の農地集積によって、農業経営の安定や地域農業の担い手の確保を実施してまいります。

農業の競争力・体質強化につきましては、水稻生産だけに限らない、持続可能な農業の実現を図るとともに、町花であるセッコクの生産性を高め、販売促進を図り、加工技術向上や、安全・安心な加工品の提供を促進するため、松島・夢・農業農村活性化推進協議会の運営を支援してまいります。

また、農業農村の活性化を図るため、豊かな地域づくりを推進する人材や体制づくりを支援し、産業として自立し得る生産性の高い農業経営の確立に努めてまいります。

県営農業農村整備事業につきましては、ほ場整備事業として下志田地区での整備が進められており、また県営水利施設整備事業銭神地区につきましても、用水路整備工事が進められております。早期完成に向け、継続して調整を進めてまいります。

県営水利施設整備事業不来内地区につきましては、不来内排水機場の更新事業に着手され、また農村地域復興再生基盤総合整備事業手樽地区につきましては、銭神排水機場の更新事業に係る事業計画書の策定、及び実施設計が新たに実施されます。さらに、手樽地区農地海岸の災害復旧工事につきましては、宮城県により継続して実施されますので、早期完成に向けた調整を進めてまいります。

松くい虫防除事業につきましては、宮城県及び特別名勝松島地域の関係自治体と連携し、空中散布及び地上散布による薬剤散布を実施し、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の松枯れ予防に努めてまいります。

また、被害木の早期伐倒による森林区域への松枯れ被害の拡大防止を図り、森林の災害の防止、雨水の貯水機能、環境の保全機能を維持するとともに、内地及び島々の景観保持に努めてまいります。

さらに、近隣市町で被害が拡大し始めておりますナラ枯れ被害につきましても、早期発見、早期駆除に努めてまいります。

ウミネコ被害につきましては、被害調査や磯島の草刈り等、これまでの被害対策の効果検証を踏まえ、より効果的な対策を講じ、宮城県及び観光協会等関係機関と連携をし、被害軽減に努めてまいります。

林業振興事業につきましては、自然との触れ合いを大切にしたふるさとづくりを視点とし、森林機能の回復と確保を図るため、事業者に対する支援を継続して実施してまいります。

また、NPO法人ウイザスと提携し、長松園内の除間伐を行うとともに、広葉樹を植栽し、町民の方々の憩いの場としての環境整備を進めてまいります。

水産業につきましては、震災後湾内水環境が変化しているため、環境改善を目指し、漁場環境調査の実施を国、及び宮城県に要望するとともに、漁協、漁業者及びNPO団体と連携し、藻場の再生に取り組んでまいります。

漁港につきましては、宮城県が管理する磯崎漁港の災害復旧工事が平成24年度から着手されており、早期完成に向けた調整を進めてまいります。また、町管理漁港の名籠、古浦、銭神

漁港につきましても、平成26年度から災害復旧工事に着手しており、早期完成に努めてまいります。さらに、古浦、銭神地区の防潮堤につきましても、早期完成を目指し、築堤工事に着手してまいります。

消費者行政につきましても、多様化する消費者問題に対応するため、消費者行政活性化基金を活用して整備してきました体制の維持・充実に継続して取り組んでまいります。

住民参加につきましても、継続して次期長期総合計画の策定を実施しますが、総合計画審議会や、長期総合計画策定検討委員会での意見等を踏まえるとともに、広く町民の方々に情報を提供し、意見等をいただく機会としてシンポジウムを開催するなど、町民と行政が一体となり町の新たな指針となる計画を策定してまいります。また、地域の実情に応じた今後5カ年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめる地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略（地方版総合戦略）を長期総合計画策定過程で得られたデータや意見等をもとに策定し、長期総合計画と地方版総合戦略を軸とした施策の展開を図ってまいります。

さらに、行政区長を初めとする非常勤特別職の報酬額等につきましても、社会・経済状況の変化や職務内容等を鑑み、一部引き上げを実施するとともに、各行政区における町民懇談会を継続して実施し、よりよい町政運営を図れるよう努めてまいります。

広域行政につきましても、塩釜地区広域行政連絡協議会や宮城黒川地方町村会において、国における経済対策や地方創生などの新たな施策や、復興事業における集中復興期間の延長、及び財政的な支援の継続等、広域的共通課題の解決に向けて、自治体間の情報ネットワークを密にしながら、連携強化を図ってまいります。

平成27年度の当初予算の内訳です。

一般会計128億6,600万円、国民健康保険特別会計21億8,294万6,000円、後期高齢者医療特別会計2億808万1,000円、介護保険特別会計14億8,765万円、介護サービス事業特別会計571万8,000円、観瀾亭等特別会計6,679万2,000円、松島区外区有財産特別会計158万6,000円、下水道事業特別会計44億3,274万6,000円、水道事業会計7億506万3,000円、合計219億5,658万2,000円でございます。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 大変ご苦労さまでした。

以上で、議案第38号から議案第46号までの議案の提案理由の説明が終わりました。

明)

○議長（櫻井公一君） 日程第47、議員提案第1号松島町議会委員会条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提出者からの説明を求めます。1番澁谷秀夫議員。

○1番（澁谷秀夫君） 1番澁谷でございます。

議員提案第1号松島町議会委員会条例の一部改正について、提出理由の説明を申し上げます。

新しい教育委員会制度への変更に伴い、地方自治法第121条第1項に規定する議会への出席要求に係る条文について、教育委員会の委員長から教育委員会の教育長に改められたため、所要の改正を行うものであります。

議員皆様のご賛同よろしく申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案について、提出者からの説明が終わりました。

---

日程第48 請願第1号 「集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法の立法措置を行わないこと」を求める請願について(継続審査)

○議長（櫻井公一君） 日程第48、請願第1号「集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法の立法措置を行わないこと」を求める請願についてを議題とします。

本件につきましては、平成26年第4回定例会に請願が提出され、第1常任委員会に付託し、継続審査となっておりますので、委員長より審査報告を求めます。7番高橋幸彦議員。

○7番（高橋幸彦君） 7番高橋でございます。

委員長報告の前に、私本日午前中所用のため欠席して、議長を初め議員の皆様のご理解で日程を変えさせていただいたこと、御礼申し上げたいと思います。

それでは、第1常任委員会の請願審査の報告書でございます。

1、件名 請願第1号 「集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法の立法措置を行わないこと」を求める請願について

2、審査の期日・場所 平成26年12月16日火曜日301会議室、平成27年1月30日金曜日議員控え室、平成27年2月12日木曜日303会議室、平成27年2月26日木曜日議員控え室。

出席委員は、澁谷秀夫委員ほか記載のとおりでございます。

出席を求めた者、参考人、自由民主党宮城県支部連合会会長伊藤信太郎（代理）衆議院議員伊藤信太郎事務所政策秘書■■■■氏。請願者、塩釜地方労働組合総連合議長■■■■氏。治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟塩釜支部支部長■■■■氏。松島町「九条の会」名

■■■■氏。紹介議員今野 章議員でございます。

採決の結果は、不採択とすべきものでございます。

5、審査の概要でございます。平成26年12月12日付託された請願第1号「集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法の立法措置を行わないこと」を求める請願についての審査概要は次のとおりでございます。

平成26年12月16日に第1回目の委員会を開催し、今後の日程や審査方法を協議いたしました。その結果、請願者から説明を受ける前に、閣議決定の内容について参考人を招致することにいたしました。参考人として、平成27年1月30日に自由民主党宮城県支部連合会会長伊藤信太郎代議士の政策秘書■■■■氏より詳しい内容を聞き、質疑を行いました。

それによりますと、現在の日本は国連憲章に明記されている集団的自衛権を持っているものの、憲法第9条の制約によって行使することはできないという立場に立っております。我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定のために、日米安全保障体制の実効性を一層高め、日米同盟の抑止力を向上させることにより、武力紛争を未然に回避し、我が国に脅威が及ぶことを防止することが必要不可欠であります。その上で、切れ目のない対応を可能とする国内法制を整備しなければなりません。そのために、憲法第9条の解釈を変更し、集団的自衛権を行使できるようにすることを目指していくというのが閣議決定の骨子でございます。今後、法案が国会に提出され、審議が本格的に行われるとのことであります。

その後、委員間で参考人からの説明を受けた内容について、協議を行いました。平成27年2月12日に、3名の請願者から請願の趣旨及び内容の説明を受けました。請願の趣旨は安倍内閣が行った閣議決定は、憲法第9条のもとでこれまでの歴代の内閣府、政権も認められないとしてきたことを大転換させる暴挙である。憲法前文と第9条が規定している恒久平和主義と平和的生存権の保障は、憲法の原則である。それを国民投票を含めた憲法改正の手續もなく、軽々に変更することは立憲主義の基本に反している。よって、集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更の閣議決定を撤回し、関連法の立法措置を行わないことを強く求めるというものであります。

その後、質疑応答を行いました。その主なものは、1、自衛隊による武器使用についての制限を撤廃するとあるが、本当なのか、請願者のほうからそのとおりでございます。間は全部委員のほうからの質疑でございます。

2、周辺国からの攻撃に対してはどうするのかと。請願者の答えはそうなる前に相手国とよく話し合うことが大事であり、武装を強化するのは逆効果であり、抑止力とはなり得ない。

3、日米安全保障条約があって、日本は戦後70年間平和だったのではないか。その答弁は、いざというときに、アメリカが日本を必ず守るという保障はないというものでございます。

4、同じ請願を日本全国の自治体に提出しているのかという問には、私たちは2市3町に提出しているが、他の自治体についてはわかりません。ただし、全国で238自治体で請願が採択されておりますという答えでありました。

5番として、戦後70年近くになって日本を取り巻く情勢も変わってきている。憲法も改正すべきであると思うが、いかがか。その答えは、憲法を改正するには国民投票をすべきであり、そのときどきの内閣が勝手に解釈を変更するのは許されないことである。

7、委員会審査の内容でございます。参考人からの説明及び質疑応答や、請願者からの説明及び質疑応答を踏まえ、採決の結果、本請願を賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（櫻井公一君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 今第1委員会の委員長さんからこの請願についての審査報告があったわけではありますが、1点だけ、私も委員会の参考人の説明の際に一緒に参加をさせていただいていたわけですけれども、その前の時点で参考人として自由民主党宮城県支部連合会会長伊藤信太郎氏の代理の方が来て、参考人質疑ということでおやりになったと、こういうことでありますけれども、こういう形で参考人を招致するのであれば、やはりこれは政府側に立った参考人ですよ。であれば、反対側の参考人も当然招致をする、あるいは中間的な意見を持つ学者等なども招致をして、意見を聞くという対応が本来必要だったのではないかと。こういうふうに私は思うのでありますが、その点でこの第1委員会の審査については、公平に審査が行われたのかという点で、非常に疑問を感じるところでありますけれども、その辺についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 7番高橋幸彦議員。

○7番（高橋幸彦君） 本請願を受けまして、第1委員会で昨年12月16日に話したときに、やはり閣議決定の中身、そのほうの勉強が先じゃないのかというので、あくまでも閣議決定についての参考人ということで、正直種々の機関に一応案内といいますか、お願いを出したんですが、受けていただいたのが、今野議員さんが片寄っているんじゃないかというあれもあるかと思いますが、あくまでもやっぱり閣議決定の内容ということで、やはり今現在の内



閣を担っております自由民主党さんか公明党さんというような形になったものでございます。あくまでも、質疑と言いましてもその閣議決定の内容について、それからあと歴代の内閣の集団的自衛権に対する答弁とかも、一応資料としていただきまして、そういうような勉強ということで参考人として自由民主党の宮城県連のほうにお願いをしたというような次第でございます。

○議長（櫻井公一君） 8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 私は自民党の方をお呼びになって、参考人としてお聞きになることを別に否定をしているわけじゃないんです。閣議決定の中身を勉強することも非常にいいことだと思います。

しかし、その閣議決定の内容についてどう考えたりするのかということについて、国民の中でも広く意見の総意を見ているからこそ、公平に委員会としては審査をするという立場が求められるわけです。ところが、片手落ちにも片一方のことしか聞いていないと。これでは公正な審査とは言えないのではないかと、こう思うんですが、公正であると考えているのか、いないのか、その辺についてどうなんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 高橋幸彦議員。

○7番（高橋幸彦君） 先ほども言いましたが、あくまでも勉強会というような位置づけで私どもは閣議決定の内容、それからあと請願者から出された請願、あれには詳しく3名の方々のが入っていると思いますが、あれはあれで委員のほうは、方々は私は理解していたのじゃないかなと思っておりますので、片手落ちと言われればそうかもわかりませんが、あくまでも先ほどから何回も申しますが、あくまでも閣議決定の勉強ということでございますので、そういう位置づけで政府のほうの説明を聞いたというようなことでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 勉強というのはいろんな角度からするから、勉強になるんですね。それが片一方からということになると、これは勉強じゃなくて片一方のことだけ学んだと、こういうことになるわけで、それは委員会審査としてはけして妥当なものとは私言えないと思うんです。そういう点では議長、私はこの審査をもう一度委員会に差し戻して、そしてこの審査のやり直しということを行うべきではないか。片一方からだけではなくて、対極に立つ方々の声をもう一度聞くと。あるいは、中間的な学者さんの声を聞くと、こういったことも必要ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） どちらの、この4回とも私も出席しておりましたので、内容はある程度

把握しております。ただ、今公平性というお話ありましたけれども、私の立場でお話し申し上げまして、集团的自衛権というものが何で出てきたかという経緯を知る必要があるのではないかというのが、12月16日に今後の進め方において必要だということでありましての進め方だったというふうに思います。公平性とか云々とかじゃなくて、あくまでもこの請願を審査するが上での調査というふうに私は捉えております。今野議員。

○8番（今野 章君） だから、背景を勉強するにしても、その背景がどんなふうな背景かということ自体から、見解が違ってくるわけですよ。そのことをきちんとつかまないと、この集团的自衛権に対する公正な判断というのは私はできないと思っているから、言っているわけです。議長は委員になっていたか、なっていないかわかりませんよ。なっていましたっけかね。なっていないですよ。そうですから、そこで委員会にいろいろ言わなかったのかもしれないけれども、できれば議長の立場からもっと公正な立場で委員会の審査を進めるべきなんじゃないかという助言を委員長に与えてもよかったのかなというふうに思いますけれども、先ほども申しましたけれども、極めて不公平な、公正とは言えない委員会審査という点で、私は差し戻すべきだというふうに思いますけれども、このことについて一度ここで諮っていただきながら、前にこの問題を進めていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） それでは、今、今野議員のほうから差し戻しということですが、じゃあそれについての関連で質問ですか。2番赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 2番赤間です。

委員会の1委員としてもいわゆる賛成少数という立場で臨まれたと、その結果不採択という形でした。議会の会議規則の75条だったか、76条に少数派委員の意見の留保という項目たしかあろうかと思うんですけれども、そういった点での捉えがこの報告内容にはどこにも出てきていないということ、そして、審査の概要の中に10行以下19行目までの文脈、それと請願者のほうの趣旨をもって見たときに、2月12日における委員会での請願者3名の意見陳述というんですかね、請願趣旨説明、あわせて当日たしか委員長の計らいで、傍聴人の若干名でしたけれども、5、6名の入室を認めてそういった対応もしてきたということ。なお、その委員会の席には入れなかった傍聴者の皆さんは、別室で待機して待つというような、これまで私は余り経験していなかったんですけれども、松島町議会もこういった関心と呼ぶときもあるんだなというふうに理解してずっと見ていたわけです。

当日2月13日の委員会の推移を見たときに、あの場で最終的に、即決採決をとるということにちょっと疑問を持ったわけですね。暫時休憩か何か入れてもらったらなと今なお反省して

いるところなんです。

それと、採決の取り方として、採択か不採択かというふうな2者選択、ですから当然自分の気持ちのウェートの高いほうに委員としては手を挙手するわけですが、もうちょっと違った採択方法はなかったのか。そういったところのいわゆる先ほど来問題視した、勉強会というならばというところの考え方は、そういったところも今後の委員会運営の中には考え及ぶところが必要ではないかというところでは意見を申し上げさせていただきたい。

それと、許されるならば、議会会議規則の75条だったか、少数意見の留保というところの扱い、実は私後からきょうの議会に臨むに当たってどうしようかと迷っていて、その文面で文書での提出はしてこなかったわけですが、そういったところのありようも含めて、恥ずかしながら今後の議会運営のためにも今一度この問題について、時間をとらせていただけないかと。最後に請願者が言っていることに対しての部分で、私自身、まずもって私自身の立場から言えば趣旨は理解できますが、歴代内閣が集団的自衛権行使容認の解釈を行わないできた経緯というものは、それなりに理由があると。

とりもなおさず、憲法9条の制約があるからこその戦後70年、今日的な平和を維持してきているという時点で、それとあわせてその憲法解釈の変更問題で、より各というか、全国自治体、町村のほうでいけば900何自治体ある中で、皆さんに請願されてきているのかというふうなお尋ねをしたときに、少なからず請願者のほうから238自治体のほうからは出ていると。ましてや近隣の2市3町に及んではどうかというと、皆さん出してきていると。ただ、ちょっと残念だと思うのは、請願者の弁で各議会での取り扱い、委員会でのですか、各議会における委員会での取り扱いにかなり温度差があるというところに、まだまだ機は熟していないんじゃないかな。ならば、少し時間をかけて、松島町議会は取り扱ったほうがよかったのではないかなと、これはもう反省ですけれども、そういったことを今思っているわけです。

そういった観点から言えば、今一度この案件に対して、時間を置く必要はあるんじゃないかなというところを思いますので、あえて挙手させていただいて、意見を述べさせていただきました。

以上です。

○議長（櫻井公一君） 赤間幸夫議員の場合は、第1常任委員会に所属の委員でありますから、そのことを申し上げるならば、委員会の中でやはりお話しされるのが筋かと思えます。

例えば、第2常任委員会の方々からそういう意見が出るのとまた違うのではないのかなと思って聞いておりましたが、この審査を差し戻し云々というお話も今野 章議員から出ており

ますが、再度第1常任委員会の委員長の考えをお聞きいたします。高橋幸彦議員。

- 7番（高橋幸彦君） 本請願を受けて、議運のほうでどうしようかという話になったときに、皆様ご存じのとおり、松島町の議会の基本条例第4条の第4項、議会は請願及び陳情の町民による陳情を、町民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においてはこれら提案者の意見を聞く機会を設けなければならない。これは、義務というよりもう必然なものですから、受けて大丈夫なのかという声もありました。ですが、これは受けなければいけないものだと思います。それで同じ3項ですね。議会は常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、町民の専門的または政策的な識見を議会の討議に反映させるものとする。この条項がありますので、先ほど来の参考人の招致ということで、あくまでも閣議決定の中身ですね、先ほどから何回も申しますように、その閣議決定の中身とそれから歴代内閣の国会における答弁、内閣法制局長官とかの答弁等の勉強をやって、それで請願者からの説明をそれから質疑応答するというのを1月30日の参考人呼んだ後、参考人との質疑応答しましたが、その後委員間だけで話しまして、それで請願者との最後の2月12日の請願者との委員会に臨んだわけでございますので、私自身としてはもう一度というような考えはございませんです。

以上です。

- 議長（櫻井公一君） ここでちょっと議事整理しますので、休憩をとりたいと思います。再開は3時15分といたします。

午後 2時57分 休 憩

---

午後 3時17分 再 開

- 議長（櫻井公一君） それでは、会議を再開いたします。

ただいまの請願第1号に対しまして、8番今野 章議員のほうから、審査の過程で公平性を欠くのではないかと、審査を差し戻しできないかというお話がありまして、第1常任委員会の委員長さんのほうから意見等々お伺いいたしました。

この取り計らいについて議長とすれば、これまでの委員会条例の内容を重んじまして、各請願等に関しましては、その請願の趣旨によって第1常任委員会、もしくは第2常任委員会、また内容によっては議会議員全員での調査ということでこれまでやってきた経緯があります。

議運の中で今回につきましては第1常任委員会に付託し審査をしていただいた結果が、先ほど第1常任委員会の委員長から報告を受けたわけでありまして、それに対する質疑云々とい

うことであります。そういうことでありますので差し戻しということに関しましては、第1常任委員会の委員長とすればこれで終わりたいとお話でありましたので、これで進めたいと思いますがいかがいたしますか。

○議長（櫻井公一君） 8番今野章議員。

○8番（今野章君） それでは、私のほうから動議の提出ということにさせていただきたいというふうに思います。

先ほどからお話を申し上げておりますように、委員会の審査におきましては、集団的自衛権の行使容認ということについて勉強するために自民党の方をお呼びになって勉強した、こういう説明でありましたけれども委員会審査において、住民国民から出された請願を公平に審査するという点では、私は片手落ちがあったのではないかというふうに思いますので、やはり委員会に差し戻しをして、この審査を再度やり直すべきだというふうに考えますので、この点について皆さんにお諮りをしていただきたいと思いますと思いますが、議員各位には是非この動議に賛成をしていただければと思いますのでよろしく願いいたします。

○議長（櫻井公一君） ただいま8番今野 章議員から審査差し戻しについての動議が提出されました。この動議に賛成する方の起立を求めます。一応今野章 議員も立ってもらわないと、数える場合はですね。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立は提出者のほかに、賛成の方が1名以上おられますので動議は成立します。この動議を日程に追加して直ちに議題にすることに賛成の方の起立を求めます。日程に追加するということですよ。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） それでは、この動議につきましては、この審査について再度、審査をしてほしいということでありますので再審査をするという、したほうが良いという方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 賛成少数です。よってこの動議は否決されました。いいですか。

○8番（今野章君） はい。

○議長（櫻井公一君） そのほか動議もでましたので、質疑はないと思いますので討論に入ります。よろしいですか。（「はい」の声あり）

委員長報告は不採択とすべきものであります。初めに、本請願の賛成の方の発言を許します。

今野 章議員。

- 8番（今野章君） それでは、請願第1号集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と、関連法の立法措置を行わないことを求める請願について、採択に賛成の立場から討論に参加をしたいと思えます。

この請願の趣旨は国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備についてという表題で、昨年7月1日に閣議決定をされましたいわゆる集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回と関連する法律の整備を行わないよう求めている内容であります。請願者は、閣議決定を撤回すべき理由として、戦争放棄、戦力不保持、交戦権否認をうたう憲法9条のもとでこれまでの歴代の自民政権も認められないとしてきたことを大転換させる暴挙であると指摘をしています。憲法の前文や憲法9条の制約のもとで、個別的自衛権で自分の国を守るときは、必要最小限の武力行使はできるが、アメリカ軍などが攻撃されたときに自衛隊と一緒に武力で応戦することは、集団的自衛権を行使することになり、それはできないというのがこれまでの解釈だったのでありますから、今回の閣議決定はこれまでの解釈を180度転換する解釈改憲そのものであり、憲法をないがしろにするものだと言わなければならないと考えます。

また、国連憲章で自国や同盟国が攻撃されたとき、個別的自衛権や集団的自衛権が認められているから、今回の閣議決定は問題はないという人もいますが、現行憲法、憲法第9条がある以上、それもまた憲法をないがしろにする論であります。

集団的自衛権の行使とは、具体的にどういうことになっていくのでしょうか。1番可能性の高い集団的自衛権の行使は、アメリカが始めた戦争に巻き込まれ、自衛隊が海外の戦闘地域にまで行って軍事支援を行うこととなります。少なくとも、これまでは拡大解釈で非戦闘地域への派遣と言ってきましたが、今度は戦闘地域に行くこととなります。戦闘地域ですから、当然自衛隊も攻撃をされ、そして自衛隊が反撃をする、戦争そのものであります。一旦戦争となれば、それは遠い地域の話ではなく、交戦国は日本国そのものを標的として見ますから、国土が再び戦火に包まれることを覚悟しなければなりません。

私は、戦争ほど愚かなことはないと考えます。日本国憲法はとりわけその前文でこのような過ちを二度と繰り返すまいということを、今を生きている私たち自身、また未来に生きる人々に対して、日本国民は恒久平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、我らの安全と生存を保持しようと決意したと述べ、最後に日本国民は国家の名誉にかけ、全力を挙げてこの崇高な

理想と目的を達成することを誓うとして、平和な世界の実現を求めているのではないかと思います。少なくとも、これまでは平和憲法のもとで日本は平和国家として世界から信頼を寄せられてきたと思いますし、この憲法理念こそ未来に向かっての積極的平和主義ではないでしょうか。

にもかかわらず、1内閣がいとも簡単に武力による紛争解決手段を積極的平和主義などごまかし、憲法解釈を変え、国家の形まで変え、国際からの信頼を失わせる行為は許されるものではないと考えます。集団的自衛権の行使を容認しようとするのであれば、しっかりと国民的議論を行い、憲法改正の経路を経て行われるべき筋のものであり、請願者が言うように、閣議決定は当然撤回されるべきであります。

請願者はまた、憲法前文と第9条が規定している恒久平和と平和的生存権の保障は、憲法の基本原理でそれを国民投票を含めた憲法改正手続もなく、軽々に変更し、あるいは法律を制定する方法でこれを根本的に変更することは憲法を最高法規と定め、憲法に反する法律や政府の行為を無効とし、国務大臣や国会議員、憲法尊重擁護義務を犯すことで、政府や立法府、憲法による制約のもとに置こうとした立憲主義の基本に反すると指摘をし、憲法改正は国民に委ねられた重大な権利であり、今回の閣議決定による解釈改憲は重大な国民への主権侵害であると言っています。

この点で言えば、請願にも添付をされた資料にもありますように、日本弁護士会会長声明でも今回の閣議決定が立憲主義に根本から違反しているとし、強く抗議し、撤回を求め、関係法律等の改正は許されないと述べております。

今回の集団的自衛権の行使容認については、保守層の中でも反対や慎重論が渦巻いております。例えば、自民党の国会議員で幹事長を務めた■■■■氏や■■■■氏、もと閣僚であった■■■■氏や■■■■氏なども解釈改憲に物申しています。さらに、改憲論者の慶応大学名誉教授の■■■■氏なども、今回の解釈改憲が三重の憲法違反があると指摘するなど、たくさんの知識人、憲法学者が懸念を表明しています。

公明党の最大支持基盤である創価学会の広報室の見解、昨年5月17日でも、集団的自衛権に関する基本的考え方は、これまで積み上げられてきた憲法9条についての政府見解を支持しています。したがって、集団的自衛権を限定的にせよ行使するという場合には、本来憲法改正手続を経るべきであると思っておりますと見解を出しております。

何よりも閣議決定後の7月に行われたNHKの世論調査では、閣議決定を評価する人が37.6%なのに対して、評価しないほうが54%という結果であり、安倍内閣の閣議決定が国民

世論からいかにかけ離れたものかが伺える内容であります。世論調査の最後では、日本の平和を守るために世界に対して日本の立場をどのようにアピールしていくことが大切だと思いますかと問いかけていますが、戦争放棄を掲げることを世界に訴えるが 27%、経済的交流などによって世界の国々との関係を強化するが 26.8%、この2つで 53.8%になり、海外の紛争解決など平和維持活動で世界に貢献するが 21.1%、自衛のための防衛力を強化するは、12.5%で武力にかかわるこの2つの項目を合わせても 33.6%であります。国民の多くは世界の中での日本の位置を武力を背景とした抑止力よりも、武力に頼らない外交や民間レベルでの経済的文化的交流こそ必要と考えているのではないのでしょうか。

こうした国民の意に反し、憲法理念にも反する閣議決定は撤回されるべきであり、関連法の立法手続は行うべきではないと考えるものであり、本請願集团的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法の立法措置を行わないことを求める請願について、採択に賛成するものであります。

以上であります。

○議長（櫻井公一君） 次に、本請願に反対の方の発言を許します。1番澁谷秀夫議員。

○1番（澁谷秀夫君） 1番澁谷でございます。

本請願に反対の立場から討論に参加いたします。

戦後 70 年間日本は憲法第 9 条のもとに、恒久平和主義と平和的生存権が保障されてきました。これまでの歴代内閣は、一貫して個別的自衛権は保持するも、集团的自衛権に関しては国際法上は有するも集团的自衛権を行使することは我が国を防衛するための必要最小限の範囲を超えるものであり、憲法上許されないものとしてきました。

今年の 7 月 1 日、安倍内閣は戦後の内閣が認められないとしてきた集团的自衛権の行使を新 3 要件のもとでのみ容認することを閣議決定いたしました。このことは、私たちにとって、日本にとってどんな意味を持っているのでしょうか。

これまで我が国及び我が国と密接な国がいざ有事となった場合における安全保障を確実なものとする法律がなかったと言えます。安倍政権は昨今の近隣社会による我が国に対する挑発的行為や領空侵犯、領海侵犯など、安全保障環境が悪化をたどり、平和的外交を幾度となく推し進めるも、のれんに腕押しで全く進展を見せず、逆に排日運動が過激になっている状況を鑑み、従来の憲法第 9 条の解釈を変更し、集团的自衛権を行使できるようにすることを目指そうしているわけであります。

ここで、説明は不要かと思いますが、集团的自衛権とは自国と密接な国が武力攻撃された際



に、自国が攻撃されていなくても実力を持って阻止する権利のことを言います。私が安倍内閣がこの集団的自衛権の行使容認を閣議決定に至ったことに対し、賛同する主な理由は次のとおりであります。

1つは、国際情勢や安全保障環境が激変しており、憲法解釈の変更はやむを得ないと考えるものであります。

2つに世界の国々は、利害関係で結ばれており、その国だけで世界活動を営んでいる国は、あり得ません。1国平和主義は通用しないものと考えます。

3つに集団的自衛権を放棄するという事は、みずから孤立を招き、他国から見れば無責任と認識されるのは必至であります。

4つに、今回の憲法解釈は従来の見解とも一定の整合性を維持した合理的な範囲内の解釈変更となっていると思われる点であります。

5つに、武力の行使が容認されるのは、次に掲げる3つの要件が満たされた場合のみとされており、すなわち、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合であります。また、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと、そして必要最小限の実力行使にとどまるべきことに該当する場合に限るとされています。

6つ目に、最も大事な事、それは武力の行使に当たっては原則として事前に国会の承認を求めることを法案に明記されることとあります。請願者が強く求めているもの、それは日本の恒久平和であり、戦争の放棄であるかと思えます。このことは、私たち日本人全ての願いであります。今後集団的自衛権並びにその関連法についての審議が国会の場で行われてまいります。全国民が納得のいく法案審議が行われていくことを見守ってまいりたいと思っております。

以上述べまして、反対討論といたします。

○議長（櫻井公一君） ほかに討論参加ございますか。それでは、最初に今反対の討論が出ましたので、賛成の方の討論ありますか。ないようでございますので、それでは反対の方の討論を許します。5番後藤良郎委員。

○5番（後藤良郎君） 与党の一員でありますので、私のほうからも請願第1号集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法の立法措置を行わないことを求める請願について、反対の立場から討論に参加をさせていただきます。

国民の命と平和な暮らしを守ることは政府の責任であると考えます。ところが、核兵器や弾道ミサイルといった大量破壊兵器の脅威に直面しているほか、領域をめぐる国家間のトラブルやテロ攻撃など、アジア太平洋地域にはいつ日本の安全に重大な影響を及ぼすかわからない問題が存在をしております。

こうした日本を取り巻く安全保障環境の変化への対応が求められているところであります。我が公明党は与党として、安全保障法制整備の方向性や考え方を明確にする必要があると判断をいたしました。武力紛争を未然に回避するための外交努力は当然であります。しかし、その一方で国民の命にかかわるような万が一の事態に対応できるように、すき間のないしつかりとした安全保障体制を整備する必要があります。万全の備えをすることは、紛争を予防する力、抑止力が高まり、日本への攻撃の意思をくじくことができます。

熊本県立大学の五百旗頭 真理事長、神戸大学名誉教授前防衛大学校長も安全保障に関し、日本が二度と侵略戦争をしないという戦後日本型の発想では対処できない事態を迎えていると述べておられます。

閣議決定の核心は、憲法第9条下で認められる自衛の措置、武力行使について新3要件を定め、政府の恣意的な自衛権発動を封じ込めた点にあると考えます。自衛権に関する政府の憲法解釈の基本となっている1972年見解の考え方も変わっておりません。72年見解の根幹は、自衛の措置はあくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、そして自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるという部分であります。

新3要件はこの論理を守り、憲法第9条のもとで認められる自衛の措置の限界を示しております。閣議決定には、武力の行使は我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として初めて許容されるとあります。あくまで自国防衛に限った措置であることを明確にしたものであります。いわば日本へ武力攻撃に匹敵するような事態にのみ武力行使が認められており、外国の防衛それ自体を目的としたいわゆる集団的自衛権の行使は認めておりません。

横畑裕介内閣法制長官も国会答弁で閣議決定について、他国防衛の権利として関連されるいわゆる集団的自衛権の行使を認めるものではないと明言をしております。公明党は一環として、政府が長年とってきた憲法解釈を外れてはいけません。丸ごと集団的自衛権を認めることは断固反対と訴えてまいりました。閣議決定に向けて議論を重ねた与党協議会でも従来の憲法解釈との論理的な整合性を確保すべきだと強く主張をしてまいりました。

その結果、政府の憲法解釈のベースとなっている1972年の政府見解の基本的論理は、憲法

第9条のもとで、今後とも維持されなければならないと閣議決定の中に明記されました。万が一、閣議決定の内容を超える武力の行使を認めようとするならば、憲法改正しかありません。さらに、公明党は自衛権発動の新3要件について、他国の部分に我が国と密接な関係にあるとの文言を加えて限定、条件の核となる部分を国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合とし、当初案のおそれがあるよりも厳格にして、武力の行使に歯どめをかけたところでもあります。

閣議決定文の冒頭部分には、日本が専守防衛に徹してきた戦後の基本方針を確認した上で、平和国家の歩みをより確固たるものにしなければならないとの意思を示しております。これが、我が公明党の主張であります。

以上を申し上げ、請願者の懸念も理解はいたしますが、以上申し上げたことを踏まえ、請願第1号に対する反対の討論といたします。以上でございます

○議長（櫻井公一君） 他に討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより請願第1号を採決します。請願に対する委員長報告は不採択とすべきものであります。本請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立少数であります。よって、請願第1号「集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法の立法措置を行わないこと」を求める請願については不採択とすることに決定されました。

本日の日程は全て終了しました。

以上をもって本日の会議を閉じ、散会といたします。

再開は、月曜日9日午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後3時45分 散 会